

第三十八回 参議院建設委員会會議録第三十八号

昭和三十六年六月七日(水曜日)
午後三時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武蔵 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
村松 久義君
木田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
松澤 兼人君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

首都圏整備委員 榊山 俊夫君
員会事務局局長 關盛 吉雄君
建設省計画局長 山内 一郎君
建設省河川局長 山内 一郎君
事務局側

説明員

運輸省港湾 布施徹一郎君
局防災課長 谷藤 正三君
建設省道路局 谷藤 正三君
一級国道課長

建設省住宅局 沖 達男君
住宅計画課長
建設省営繕局 建部 仁彦君
営繕計画課長

本日の会議に付した案件

○福岡県の都市計画事業促進に関する請願(第三一八号)

○都市の下水道事業推進に関する請願(第四〇三三号)

○東京都新橋駅周辺広場計画に関する請願(第二五六四号)

○高速道路一号线中一部路線変更等に関する請願(第二六〇〇号)

○札幌開発建設部庁舎新築に関する請願(第九一〇号)

○首都周辺地域の整備促進に関する請願(第六九号)

○災害復旧事業促進等に関する請願(第二一七号)

○埼玉県戸田町等荒川左岸地域の水害防除施策に関する請願(第一九二五号)

○鹿児島県鹿屋港湾区域内海岸に防波堤新設の請願(第三八六号)

○集中豪雨による災害復旧の特別財政措置に関する請願(第四八二二号)

○利根本川河口セキ建設に関する請願(第一九八号)

○北上川治水事業促進等に関する請願(第一七九六号)

○茨城県久慈川改修工事施行に関する請願(第二五九九号)

○琵琶湖の水資源開発に関する請願(第四一三三号)(第二五七四号)

○光華電國建設要地払下げに関する請願(第三五五号)

○特殊土じょうり地帯災害防除及振興臨時措置法の期限延長に関する請願(第三二一七号)(第三九九九号)

○水資源開発促進法案等の一部修正に関する請願(第二六八〇号)

○国道四号線整備促進等に関する請願(第二二二二号)

○栃木県道小山今市線改良工事促進に関する請願(第一三五五号)(第一九六号)

○大分県道臼杵野津線等改良工事促進に関する請願(第三一二二号)

○北九州海岸道路の整備改修工事促進に関する請願(第五四二二号)

○国道九号線中大野線改修工事施行に関する請願(第一〇一四号)

○二級国道久留米別府線補装工事施行等に関する請願(第五〇五五号)

○山梨県御坂トンネル建設に関する請願(第一五七四号)

○本土、淡路島及び四国連絡橋架設促進に関する請願(第八二〇号)

○南日本国道建設促進に関する請願(第二一七号)

○三重県四日市、福井県敦賀両市間国道建設に関する請願(第二五七三三号)

○鹿児島県薩摩の主要道路の二級国道編入に関する請願(第三〇五五号)

○二級国道熊本大分線の二級国道昇格に関する請願(第三一五五号)

○地方道池田亀岡線の二級国道指定に関する請願(第三八八八号)

○主要地方道水戸烏山線等の二級国道指定に関する請願(第九一二二号)

○県道入吉川内線の二級国道昇格に関する請願(第九九八八号)

○二級国道長野小千谷線の一級国道昇格に関する請願(第一八三〇号)(第一九四五五号)

○新道路整備五箇年計画確立等に関する請願(第三八七七号)

○関門トンネル通過料金引下げ等に関する請願(第五〇三三号)

○二級国道二二三号準人小森線の一部路線変更等に関する請願(第二一九〇号)

○岡山県総社市井尻野地区における新国道予定路線変更に関する請願(第二八二七号)

○豪雪地帯の雪害対策に関する請願(第四四八八号)

○積雪災害対策に関する請願(第二一八六号)

○街灯整備促進法制定に関する請願(第二二〇九号)

○住宅建設促進に関する請願(第九〇四号)

○住宅建設促進に関する請願(第五〇四号)

○地代家賃統制令撤廃促進に関する請願(第二二五五号)

○地代家賃統制令一部改正法案案に関する請願(第六六五五号)

○地代家賃統制令撤廃反対等に関する請願(第一九六〇号)

○民間住宅団体設立促進に関する請願(第二一〇六号)

○不良住宅地区改良事業推進に関する請願(第三一九九号)

○宅地建物取引業法の一部改正に関する請願(第四一五五号)

○公営住宅標準建設費増額等に関する請願(第四八一七号)

○統制審査及び統制調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○公共用地の取得に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

○初めに請願の審査を行います。まず計画局関係、この資料の四十八号から五十一号。専門員に説明させます。説明願います。

○専門員(武井篤君) では御説明申し上げます。

四十八号は、福岡県の都市計画事業の促進に関する請願でございます。福岡県下の都市計画事業全般の促進に關して国庫補助金の増額についての請願でございます。街路事業、それから下水道、都市改造事業、公園事業、そういうものについて、特別の国庫補助をしてこれという請願でございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 四十八号の請願をお諮りいたします。

○田中一君 これは補助金をふやしてくれということなんですか。

○専門員(武井篤君) 都市計画事業を促進すると一緒に国庫補助金の増額をお願いする、こういうことであります。

○田中一君 これは計画局の意見を聞かなければならぬけれども、補助金の

増額といふことになると、どういふことになるのか。ここに建設省の意見としては促進に努力すると、促進には努力するけれども、補助金の問題には触れておられない。その場合どういふ見解を持っているのか。

○政府委員(關盛吉雄君) 福岡県の地域は四大工業地帯の一つでございまして、従つて従来より都市計画事業は重点を置いて実施いたしておりますけれども、さらに三十六年度の各種の都市施設整備の緊要性にかんがみて、三十五年よりさらに増額してもらいたいというのがこの請願の要旨でござい

す。そのような趣旨で、計画局の關係におきまして予算の交付内示をいたしておりますのは、三十五年に比しまして三七〇増の予算措置をいたしております。そういう趣旨で、ほんとうの趣旨の実現に努めておる次第でござい

す。○田中一君 採択することを望みます。○委員長(稲浦鹿藏君) 採択してよろしうございませうか。○委員(呼ぶ者あり) 採択いたしま

す。次に四十九番。○委員長(稲浦鹿藏君) 請願四百三十三号でございまして、都市の下水道事業推進に關する請願でございまして、内容は、下水道整備十カ年計画を本年度中に必ず確定されたい。それから、下水道緊急整備特別措置法を通常国会で

もつて制定されたい。昭和三十六年度国庫補助金百五億円を必ず予算に計上されたい。昭和三十六年度の都市下水路及び特別都市下水路の新規採掘個所

を大幅に増加されたい。昭和三十六年度起債二百七億円を必ず計上されたい。便所の水洗化促進に關し強力なる措置を講ぜられたい。地方交付税算定基礎の下水道事業費を引き上げられたい。こういう請願であります。

○委員長(稲浦鹿藏君) この問題いかがいたしますか。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまの請願の中には、下水道整備十カ年計画の確定の問題が第一点でござい

ます。その実現の方途をいたしまして、下水道整備特別措置法の制定を要請せられておるのでございまして、この二点につきましては、三十六年度からこの長期計画の政府の決定と、法律案の制定には至らなかつたのでござい

ます。下水道整備の重要性にかんがみまして、今後とも引き続いて、都市施設の中で最もおかれておる施設でござい

ます。政府全体をいたしましてこれが実現できるように促進いたして参りたいと思つております。下水道整備の計画の達成との關係におきまして、百五億円の国庫補助金の増額の要求を、三十六年度予算編成の際にいたしておたのでござい

ます。増額、それは今後とも引き続いて実施をいたして参りたいと思つております。なお、自治省とも相談をいたしまして、結果、地方公共団体の下水道の地方交付税の算定の基礎につきましては、協議がまとまりまして、三十六年度からは従前の単位費用の十四倍程度に引き上げられることになった次第でござい

ます。従つて、この部分は、目下のところ、三十五年と比較いたしまし

て、単位費用の増額は相当に実現される。下水道整備の長期計画が実現すれば厚生省所管の終末処理との問題ともあわせまして、地方の期待に沿ひ得るようになりまして、前段の点については引き続き政府をいたしましては促進を実現したい、こういうふうに考えております。(採択)と呼ぶ者あり

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択してよろしうございませうか。○委員(呼ぶ者あり) 採択してよろしうございませうか。○委員(呼ぶ者あり) 採択してよろしうございませうか。

○委員長(稲浦鹿藏君) それじゃ採択いたします。五十番。○專門員(武井篤君) 文書番号は二千五百六十四番でござい

ます。東京都の新橋駅の周辺の広場計画に關する請願でございまして、内容は三点でござい

ます。第一点は、この広場計画に關して、新橋駅の西口の柳通りというのがござい

ますが、ちょうどあすこの集會場の裏のところを通つております柳通りですが、これを今まで通りにしてお

いてもらいたいということが第一点でござい

ます。それから第二点は、新橋二丁目二十二番地と申しますのは、あの広場のちやうど南西の隅になるところ

ですが、そのところに住んでゐる人は、昔から強制疎開に抵抗してあ

す。ここに住んでゐるんだそうです。ところが今度の広場計画によりまして、これをとられるというので非常に困つて

います。こういうことを言つております。それからなおこの付近にいます。この広場の中にたくさん、あの松田のマーケットといふところ

が、そういう人が今度できます高速道路の下に移転したらどうだろうとい

ふことになつてゐるんですけれども、非常に高価でこれに入ることができない

といふような事柄なのであります。そこで、この今の西口の柳通りの問題、それから西口広場の不法建築の取り

払い、それに關連してゐる犠牲者を収容する高速道路、そういうものについて一つわれわれを呼んで話を聞いてくれ

ないかといふ趣旨の請願でござい

ことについての諮問でございます。それについての地元の意見が出ておるのでもございまして、この点は都市計画審議会におきましては、地元の関係の方々の意見も相当に出ておりますので、特別委員会を作りまして目下審議中でございます。その一部の過程におきましては、十六メートルという諮問に対する特別委員会の答申が一ぺん出たことがございまして、さらにそれが地元からの要望があつて、目下特別委員会はさらに継続して審議をする、こういう段階になっておりますことを申し上げて、御参考にお供する次第でございます。

○田中一君 これは計画局長に伺いますが、西口の広場計画というものは、当初建設大臣が認められた時期には、ああいう小さなものじゃなくて、相当大規模なものであつたはずなんです。それが不法建築、かつて代議士に出たことがある井手何とかという現在の新橋商事株式会社社長、それらが不法建築をしてひどい例があるんです。火災が非常に多いというので、あそこには損害保険会社が保険をつけなくなった、適用外にした。そうすると、自來十年間は一ぺんも火事がない。火災保険をつけた時代には月に何回か火事があつた。ところが、それではいかぬといつて保険会社が火災保険をやめると、今まで一ぺんも火事もないというようにな惡質なかいわいなんです。ことに、せんだつても防火のために都が許可をして道路に沿ひへコンクリートの用水槽を設置したんです。そうすると新橋商事は、直ちにその上に一夜にしてブロックの建物を作つてしまつた、不法建築です。それを第三者に全部売つてし

まつて知らぬ顔をしてゐる。現在でも用水槽の上にはずっとブロック建築が立ち並んで、それを賃貸してゐるといふような現状であつて、本来ならばあのような不法建築であるところのマーケットを最初に建築した者に對しては、相当な罰をもつて臨まなければならぬのが、せんだつての建築基準法で現れたやうな、法律の改正ということがこゝで如実に必要だといふことが言えるくらい、一夜にして善意な第三者に売り渡してしまつておれば知らぬといふのが、あのかいわいんです。西口広場計画も並びに都市計画も大きく変貌してあります。ことにあの周辺といふものはこゝとこ飲食店街とかあるいは歓楽街であつて、あそこ自動車道を広くして、自動車をとんどん通すといふことの被害の方が多いのじゃないか。まああつた盛況場には当然将来車馬の通行が禁止されざるを得ないんじゃないか、これは建設だけの問題じゃないか、警視庁の道路交通法上の問題と思ひますけれども、そういうことを考えられて、一つ車を通さないといふやうな地域も盛り場にあつてもいいんじゃないか。そうすると、現在の歩道が二・五メートルくらいございまして、車道がそれにくつゝついで六メートルくらいあると思ひます、ようやく車がすれ違ふ程度のもので、車の通行を将来やめることにして、まあ現状のままでやつたらどうかといふことなんです。それをこの諮問として私が紹介したんですが、計画局長、この点は現在特別委員会が審議をしておるといふけれども、相当強引にいろいろの意味の取引が行なわれておると思われるので、この際一つこの諮問を取り上げて

いただきましたと思ひわけです。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいま新橋の西口駅前広場都市計画決定は、全面的に広場として決定されておつたのであります。お話の通りに、この新橋の西口地区は防空法の規定によりまして建物疎開を実施いたしまして、都が全面的に借地をいたしておつたのでございまして。戦後、急速にバラック建築が許されましたので、戦争の混乱に際して土地の所有者等が東京にいらなくなつて、一時、松田組が所有するといふやうなことで、大都市のやうな地域は、幾つかの類似形態で正当権利者の同意なくして不法占拠の形がみられたやうな傾向のあつた場所でございます。これはその権利関係につきましても、個人間の紛争が残つておりますけれども、都市計画面上は防火地域でもあり、また、その後都市計画の再検討をいたしまして検討いたしました結果が、今回の大臣から東京都都市計画審議会に諮問された内容のものになつております。従つて、目下東京都都市計画審議会におきましては慎重に検討中でございます。ましては留保をお願いいたしたい、こゝういふふうに考へてゐる次第でございます。

○田中一君 せんだつての、先月であつたか、今月の初めであつたか、東京都の都市計画審議会では、これを特別委員会の決定で決定しようといふやうなことになるやうに考へました。今、計画局長が、その内容がどうあらうとも、諮問の内容がもう変更できないのだといふ前提で留保を希望されたのか、あるいは建設大臣の方でも相当検討して

みよといふ意味の、いわゆる諮問している要綱を一ぺん引き戻すといふことぐらい考へて留保を希望されてゐるのか、その点はどつちなんですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この問題につきましましては、ただいまお話の通りに、われわれもこの諮問に關係のある地元の方々から、直接陳情を受けておりました。実情等につきましましてはよく陳情の趣旨を理解いたしておりました。従つて、この都市計画の陳情のほかに、東京高速道路株式会社の建設いたしまつた自動車専用道路の路下の利用の問題、すべてを含めまして東京都にもその要旨を連絡いたしておりましたので、諸般の情勢上、新橋の駅前に必要最小限の広場といふものはどうしても要るわけでございます。それに通ずる街路について、必要最小限のものとはどうなるものであるかといふことについて、さらに審議会の開催の結論を延期してもらひまして、実は検討してゐる。こゝういふ状況でございます。すので、今こゝでどうだといふ一面的な御回答を申し上げるよりは、しばらく一つ御猶予をお願いいたしたい、こゝういふふうに考へております。

○田中一君 この一角の二十二番地は、これは不法建築でも何でもありません、戦前からそこに營々と商業を営んでおつた人たちがかりなんです。今度、柳通りの道路の拡幅によつて、これらの者が場合によると半分以上も自分の敷地を取られてしまふといふことになるわけなんです。従つて、これがこの区域全部を先般審議した、成立したところの法律、いわゆる市街地改造法でこれを進行するといふ意図があるかどうか。私はこの諮問を受けたために東京

都の方を調べてみました。東京都の方では、この区域全部を市街地改造法でやるという意思はない、しかしながら、この二十二番地の善良な市民の諸君のためには、何か措置を考えなければならぬのじゃないかといふことを言つておりました。しかし、何といつても不法建築そのものが今日までまかり通つて、それを中心にして道路の拡幅等が考えられる。広場といふものが十分の一くらいに大幅に縮まつてしまつた。大幅な計画変更があつたにかかわらず、道路だけがせめて二十メートルの計画を、十八メートルにあるいは十六メートルに縮小されたといつても、善良な市民の受ける被害といふのは大きなものなんです。あの一角全体が最初の方針通り広場になつておれば、これは文句はないと思ひますけれども、不法占拠をしてゐる者の方が利益を受けて、そうでない者が不利益を受けるといふことはこれははなはだ好ましくない、こゝういふふうに考へられるのですが、その点今、計画局長が実施面にあたつての見地から、しばらくお待ち願ひたいといふことは、そういう意味の歴史的な当初の計画、並びに今答申されておるもの、並びに今後どうなるべきかといふ問題について相当な検討をするといふことが、善良な市民のためになることであるならば、これは了承いたしますけれども、一応未熟な、不当なる市民の言ひ分だけを聞いて、建設大臣の諮問案ができたとするならば、これは国会としては当然それに対するチェックをする権利があると思ひます。従つてその点がもう少し、ただおまかせ願ひたいと困るんであつ

て、よって来たった原因、直接の原因等を考えられて、どろいり方向に持ッていこうとするか同ッておきます。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお話をありがとうございました。一つの問題の、新橋の西口の二十二番地の地区の道路整備に伴う市街地の改造につきましては、政令の制定を目下急いでおります。

従つて駅前へ接続する相當な主要な道路につきましては、その整備のためにその付近地を合わせて、公共施設の整備に関する市街地改造事業として実施

することができるようになることを急いで
おられます。なお東京の、新橋西口を含
めました駅前広場の都市計画の特別委
員会におきましては、ただいまお話が

出ましたような地元の住民の利害等も考えまして、さらに学識経験者——もっぱら中立的な都市計画の立場で構成されておる学識経験者のみの方々の

十分な意見を、地元の方々の要望等も聞いて、慎重に検討いたしております。そういう機会が今までなかったのです。ですので、特にこういう事柄でござりますので、特にこういふ事柄

を契機といたしまして、歴史的ないろんな経緯もこの地区の改造にはあるものですから、そういうことを聞いておりますので、そういう意味で諸般の事

○田中一君 実際この地区の請願者等情を考慮いたしまして、的確に判断をしていただくようにお願いをいたしております。

の趣旨は私はよくわかるのです。従つてそれに單に學識経験者——中立的な立場の方々の審議會——特別委員會ですかにまかして、その結論を得て云々

とおつしやるけれども、その結論がマ
イナスの面であるならば、これは私の
請願を紹介した趣旨に沿わないわけな

んです。何もこの請願の趣旨を無理じいしようというわけじゃございませんけれども、その点はただ諮問に対する

答申が来たというところでなくして、それらの問題を十分勘案してお考え下さるということならば、今計画局長の希望通り保留することに対しては異議がありません。

○小平芳平君 今の二十メートル道路を作るといふ案のできたとき、それから修正案のできたときは何年ごろのことですか。

○政府委員(關盛吉雄君) 現在計画決定が行なわれております二十メートルの決定は、終戦直後でございますので、昭和二十三年当時でございます。

それからただいま問題になっておりますのは、都市計画決定の変更と、それから都市計画事業の決定を行なわんとするものでございまして、その内容は

計画決定されております。幅員二十メートルを十八メートルにせんとする案を都市計画審議会に諮問をいたしている、その過程においていろいろ今お

述べになりましたような地元の方々の御意見なり、またそれをめぐります付近地の戦後の土地の利用の仕方について、関係当事者間において問題のある

地域の部分についても意見が出てきておられますので、都市計画問題とそれとめぐる問題とを分けまして、かつ都市計画問題といたしましても、この地元

○小平芳平君 それから昭和二十三年

の最初の案はそれはもうずいぶん時代
がかわつてゐるのじゃないかと思いま
すがね、それを十八メートルに減らし

たものを諮問中という、それはいつごろ結論が出る予定なんですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この整備事

薬は東京都が実施いたします事業でございますが、昭和三十六年度の事業として実施をしたい、こういうことになっておりますので、本年のもう年度に入っておりますので、できるだけ早

くということ、東京都は審議会にかける用意をいたしまして、大臣が答申を求めてきた、こういうわけでございます。

○田中一君　ちよつと關盛君、あのわ
れわれが見ているところの西口という
ものと、二十二番地の問題とはおのず
から別なわけなんです。大体最初の計

○政府委員(開盛吉雄君)　ちよつとこ
画は広場そのものはどのくらい、のび
ていたか、今度きめられたものはどの
くらいの広さです。

ならば不法占拠された地域こそ、そうした意味の積極的な改造を行なわなければならない、こう考えるわけです。だから、先ほど局長が説明しておいたけれども、地元の良い人たちがたいてい、新橋商事の株として権利を払っておる、新橋商事の株を持っておる、そう、しかし、もはや現段階では——最初は五分五分、居住者半分、新橋商事半分だったそうですが、今日ではだいたいあつちこつちの株をいろいろ……何というか手に入れて、過半数を持っておる、そう、それらを今どこかの会社に売却して一生懸命画策しておる、そう、一括して、そういう大資本がきやすい個所であるわけなんです。これは金さえあればどこへでも行くという人もいます、ところが、どうして行かない人もいます、わけなんです。従って不法が通って正しい者の権利が侵害されるということがあってはならない、と思うのです。そういう意味で、そういう者のことを考えながら一つ新しい計画を立てていただきたい、こう思うのです。これは委員長……

○委員長(稲浦鹿蔵君) これはどうですか、保留しておいて、もっと研究したらどうですか。皆さん御意見あるのですか。速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を起こして。五十番は保留。次に五十一番。

○専門員(武井篤君) 五十一番は、二千六百号でございますが、これは高速道路一号线中一部路線変更してもらいたいという請願でございます。高速道路一号线のうち江戸橋以北は昭和通りを使うことになっておるのですが、この昭和通りを使うという計画をやめ

て、平行線であるところの隅田川の上を持つていてもらいたい——隅田川の左岸でございます。それから、もし計画通り昭和通りを利用する場合は、平面を十分利用できるように設計を検討してもらいたい。それから一号线が昭和通りを利用する場合は、沿道の商店街に対して地価の低下その他間接的に生ずる損害に対して、一切の補償をお願いしたい、こういう請願でございます。

○政府委員(關盛吉雄君) この三点の要旨でございますが、昭和通りを活用するのは、高速道路一号线、すなわち羽田から上野に至る、いわゆる南北の重要な幹線でございます。この部分の江戸橋から岩本町、上野の間が昭和通りを活用するわけでございまして、この路線の平行線である隅田川の上を通行せしめるという要旨につきましては、そういたしますと、江戸橋から人形町方面を通りまして、隅田川の左岸を通る七号線の部分と、人形町から隅田川に到達する部分とは重用することになります。交通のルートといったしましては、上野から半都宮方面に向かって交通が出ております国道四号線、これに通ずる幹線が一本として必要のわけでございますし、一方、隅田川方面を計画されております路線といたしましては、高速道路七号線、六号線というものがあつたわけでございます。従いまして、隅田川の上を通過せしめると、こういうことは別途仕事を進めておられますので、上野方面の交通、それを人形町方面に回すというところは、都市計画の専用道路の網といたしましては、ちょっと困難であるという点が第一点でございます。

それから昭和通りの道路というものを高架にしないで、平面的にやってくれぬかというお話でございますが、これは自動車専用道路でございますので、幹線道路との交差はもとより、すべて立体的にしておきまないと、専用道路の機能を果たすことができないのでございまして。従つて、地下に入れます場合は全面的に地下ということになります、やはり高架の方が諸般の情勢から見まして、最も適当な構造であるというところになって、都市計画決定が行なわれておると、こういうのでございまして、付近の環境その他の都市美の検討につきましては、十分一つ御趣旨に沿うようにいたしたいということでございます。そういうわけでございまして、内容的には第一の要望は、これはわれわれといたしましては困るということをお願いしておきたいと思

○委員長(稲浦鹿蔵君) この問題いかがですか。

○田中一君 できなければ保留じゃないか。(不採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿蔵君) 不採択にいたしました。次に五十二番、宮崎関係。

○専門員(武井篤君) 文書の九十一号でございますが、札幌開発建設部の庁舎は建築以来三十八年たつております、非常に老朽いたしておりますので、新しく建ててもらいたい、こういう請願でございます。

○説明員(建部仁彦君) ただいまの請願の件につきましては、三十六年度に九千六百万ついております。総事業費としましては約三億八千万、坪数で四千坪足らずの鉄筋コンクリートの建物

でございます。大体できれば三十七年度に竣工したいというふうに考えておりますが、何分、初年度に総事業費の四分の一はございまして、場合によつては三十八年度まで延びるのじゃないかと、かように考えております、できるだけ早く竣工したいと思つております。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次は首都圏開発。

○専門員(武井篤君) 文書の方の六十九号でございますが、第一は首都圏周辺の地域に対する国の財政投融資を拡大してもらいたい。それから市街地開発区域整備事業に対する国庫補助率を引き上げて、地方負担の方もその増大に見合つて地方債のワケを大きくしていただきたい。それから国土総合開発調整費に、市街地開発区域にかかる分として、最小限度二億円を確保してもらいたい。それから市街地開発区域にかかる日本住宅公団の宅地造成事業費を増額してもらいたい。首都圏整備にかかると工業用地等の造成には、土地収用ができるよう措置するとともに、開発公社その他の公益法人が行なう用地の先買ひについては、農地転用に關する法の制限を緩和されたい。それから首都圏全域にかかる重要連絡幹線道路の整備を促進してもらいたい。こういう請願でございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) この問題いかがですか。

○政府委員(堀山俊夫君) ただいま請願のありました六つの項目につきましては、いずれもごもっともでございます。まして、私どもといたしましては、こ

ういった方向でぜひ解決をはかりたいという事項ばかりでございます。これらの事項の中には一部ある程度実現を見ている問題もございまして、けれども、なお解決しなければならぬ問題が相当ございまして。今後におきましては、この方向でぜひ解決いたしますよう努力をしたいと思います。

〔採択と呼ぶ者あり〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 採択にいたします。次に、河川関係、一番から十三番まで。

○専門員(武井篤君) 文書番号の二十一号でございますが、災害復旧事業促進等に関する請願でございます。これは国が災害発生後大體三、五、二の比率で復旧をはかることになっていて、けれども、実際はもっと長く五年から七年かかっている。そういった七、七、七の比率で復旧をはかることになっていて、復旧工事がだんだんおそくなるというので、起債ワケの増額をはかってもらいたいという請願でございます。

○政府委員(山内一郎君) 災害復旧事業につきましては、二十八年度の大災害の復旧につきましては、七年とかそういう長年月がかつておりました、それが完了いたしました、現在では緊要のものは三、五、二、緊要外も含めまして四カ年復旧の線が現在立てられて実施をされつつある段階でございます。さらに促進については今後検討したいと思つております。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿蔵君) 採択。次に二番。

○専門員(武井篤君) 千九百二十五番でございますが、これは埼玉県戸田

で、大幅な予算をつけております。予

定通りに進む予定でございます。(採
択)と呼ぶ者あり)

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。十五、
十六。

○専門員(武井篤君) 文書番号の百三
十五号と百九十六号でございますが、
栃木県の小山一今市線、有名な例幣使
街道、あそこを改良して舗装を促進し
てもらいたい、こういう請願でござい
ます。

○説明員(谷藤正三君) この線につき
ましては目下着工中でございます。繼
続で仕事を進めていく予定になってお
ります。(採択)と呼ぶ者あり)

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。次に十
七。

○専門員(武井篤君) 文書番号の三百
十二号でありまして、大分県の県道臼
杵一野津線と竹田一野津線の改良工事
を早期に着工してもらいたい、こうい
う請願でございます。

○説明員(谷藤正三君) この線はまだ
着工になっておりませんが、今度の
五カ年計画で一応検討することにした
しております。

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。十八番。

○専門員(武井篤君) 文書番号五百四
十二号でございますが、これは北九州
海岸道路すなわち若松市を起点とし、
芦屋、岡垣、玄海、津屋崎、福岡の各
町村を経まして、古賀町に通じます臨
海道路を改修整備していただきたい、
こういう請願でございます。

○説明員(谷藤正三君) 今若松から芦
屋付近は現在着工中でありまして、あ
との方につきましては五カ年で検討する
ことにいたしております。

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。次は十
九番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の千十
四番でございます。国道の九号線中の
大野線改修工事に関する請願でござい
まして、国道九号線関宮町地内の改修
について新設予定路線、関宮一福岡の
着手前に現路線の関宮一葛城一福岡経
由の改修工事をやってもらいたい、こ
ういう請願でございます。

○説明員(谷藤正三君) 現在の予定計
画線といたしましては、現在の国道か
らはずれて新しい線に入る予定になっ
ておりますが、はずれました道路の
中で、一部分は重要地方道として従来
開発が進められる予定になっておりま
すが、ただ残った一部分につきまして
は非常に幅員が狭いので、ある程度特
殊改良ということをやらなければなら
ぬと思っておりますが、まだ検討中
でございます。

○委員(稲浦鹿蔵君) いかでです
か。

○説明員(谷藤正三君) 採択。二十番。

○専門員(武井篤君) 文書番号五百五
号でございますが、二級国道久留米別
府線のうち善導寺町飯田一常持間千七
百メートルと、善導寺町津遊川、久留
米市山川町間の千五百メートルを施工
して下さると、この久留米別府線が舗
装がほとんど完了するようになるの
で、これをお願いしたい、こういう請
願であります。

○説明員(谷藤正三君) 久留米別府線
は重要な路線といたしまして舗装の促
進をはかっております。今年も非常に
大きな金をつけてありますので、来年
度三十七年、三十八年までちょっと残
りますが、三十八年になると大体完了
する予定であります。

○田上松衛君 ちよつと今のあれを聞
いていると、建設省の意見の概要は、
こういう工合にしろとされておるのだ
ね。十九号については検討、促進に努
力する。そうすると、今の二十号につ
いては同じく検討して推進努力する
ということなんですか、御説明を聞いて
みると検討もへちまもない、一体ど
んなふうになるのですか。現在やって
いるのが、一体これを現在どれを審
議するのですか。

○説明員(谷藤正三君) 目下三十六
年度を初年度とします五カ年計画を
中でございまして、各県との打ち合
わせの結果によりまして、一級国道に
つきましては御承知のように五年間で
完成いたしますが、二級国道につきま
しては県との再度の検討をいたしまし
て、五カ年計画を確定いたします。そ
のためにはあらゆる路線について全
面的に改良工事が終わるといふことは
なくて、一部着手になるといふ場所も
ございまして、各県との打ち合わせが
完了いたしますと、はつきりしたこ
とを申し上げるわけにいかないよう
な状態になっておりますので、結局検討
という言葉を使わしていただきますし
たい。

○委員(稲浦鹿蔵君) 二十一番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の千五
百七十四号でございますが、山梨県の
御坂トンネルを建設してもらいたい
という請願であります。

○説明員(谷藤正三君) この問題につ
きましては、現在の二級国道につきま
しては、全部改良舗装を三十八年の末
までには終わることになっております
が、御坂トンネルにつきましては、国
道以外のところに中央道との間の短絡

のトンネルを作れというようなことの
御趣旨に考えられますので、まだ十分
検討しておりません。この点はよく検
討させていただきますと思ひます。

○委員(稲浦鹿蔵君) 保留。二十二
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の八百
二十号でございます。本土、淡路島及
び四国連絡橋架設促進をしてもらいた
い、明石海峡と鳴門海峡の架橋を通じ
て、本土、淡路島、四国の直結をはか
ることは、文化と経済の核心ともい
うべき阪神経済と、豊富な既開発及び未
開発資源を有する四国経済とを密着さ
せ、画期的な経済及び輸送の新体系を
確立する意味で非常な要務であるから
実現してもらいたいという請願であり
ます。

○説明員(谷藤正三君) この問題とい
たしましては、三十四年から調査費を
つけて調査いたしております。地質調
査等も十分に進んでおりますが、まだ
結論を得るまでには至っておりません。

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。二十
三。

○専門員(武井篤君) 文書番号の二千
十七号でございます。鳴門、明石、四
国、南九州を結び、南日本国道早期実
現のために次の事項について格段の努
力を賜わりたい。一つは、路線の調
査、第二に、特別法の制定、第三は右
国道の早期建設、こういうことであり
ます。

○説明員(谷藤正三君) この道路は一
国、二国及び地方道を使うということ
になっておりますが、一國関係は既定
通り進んで参りますし、全体の計画に
つきましては、今度の五カ年計画でも

う一度再検討するような段階になって
おります。

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。次。

○専門員(武井篤君) 文書番号二千五
百七十三号でございますが、三重県の四
日市と福井県敦賀、この全線を国道と
してもらいたいという請願であります。

○説明員(谷藤正三君) 要するにはか
にもあるようでございますが、路線の
昇格問題につきましては、目下企画課
の方で路線調査をやっておりますの
で、まだ全体の結論を得ておりませ
ん、調査中でございます。

○委員(稲浦鹿蔵君) 採択。二十五
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号三百五
号でございます。鹿児島県の離島の中
の主要道路を二級国道に編入してもら
いたい、こういう請願であります。

○説明員(谷藤正三君) 鹿児島県の離
島の問題につきましては、現在の道路法
から申しまして、二級国道の資格から
申しますとちよつと無理ではないかと
思います。検討してみないとよくわか
りません。

○委員(稲浦鹿蔵君) 保留。二十六
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号三百十
五号でございます。二級国道熊本大分
線を二級国道に昇格してもらいたい、
こういう請願であります。

○説明員(谷藤正三君) この問題も目
下調査中でございます。

○田中一君 調査中というの。

○説明員(谷藤正三君) このほかにま
だ格上げの問題がだいたい出てきてお
りますから、全部検討中でございます
が、路線についてはまだはつきり結論

が出てきておりませんので確定いたし
ておりません。

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。

○専門員(武井篤君) 文書番号三百八
十八でございますが、地方道池田亀岡
線を二級国道に指定してもらいたいとい
う請願であります。

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。

○専門員(武井篤君) 文書番号九百十
二号でございますが、主要地方道水戸
烏山線を二級国道に指定してもらいた
い、こういう請願でございます。

○説明員(谷藤正三君) この問題につ
きましては、先ほどと同様でございます
す。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。二十九
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の九百
九十八でありますが、県道入吉一川内
線を二級国道に指定してもらいたい、
こういう請願であります。(採択と呼
ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の千八
百三十番でございますが、二級国道を
一級国道に昇格してもらいたい、こう
いう請願でございます。(採択と呼ぶ
者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十一
番。同じですね。(採択と呼ぶ者あ
り)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十二
番。

○専門員(武井篤君) 三百八十七号で
ございますが、新道路整備五カ年計画
とその財源措置に関する請願でござ
います。この際、二兆三千億円の規模を
確立すると一緒に、万難を排して一般

財源の投入に関する立法を成立せしめ
られたいという請願であります。(採
択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。その次
は三十三番。

○専門員(武井篤君) 文書番号の五百
三十三号でございますが、関門トンネルの
通過料金を半額にしてもらいたい、
それから山口県側の取付道路の通過料
金、これはただにしろもらいたい、こ
ういう請願でございます。(保留と呼
ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 保留。三十四
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号は二千
百九十号でございますが、二級国道の
二百二十三号の単人一小林線の一部を
路線変更していただきたい、こういう
請願でございます。

○説明員(谷藤正三君) これはまだそ
こまで工事が延びておりませんので、
今後改良いたしますときに検討されて
いただきます。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十五
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号は二千
八百二十七号でございますが、岡山県
の総社市の井尻野地区におきましての
二級国道の岡山—松江線改修予定路線
を現国道沿いに変更してもらいたい、
こういう請願であります。

○説明員(谷藤正三君) パイパスをや
るようには予算がついておるようでござ
います。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十六
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号は四百
四十八号でございますが、豪雪地帯の雪
害対策につきましての請願でございま

して、一般事項、農林農地関係、公共
土木関係、商業工業関係、教育関係、民
生、衛生関係、地方財政関係がござ
います。その中の公共土木関係で申
し上げますと、除雪用機械力を大幅に
増強してもらいたい。それから市街
地及び家屋連棟区間に流雪溝を設置し
てもらいたい。工事施行中の除雪費に
ついての国庫補助措置を講じてもら
いたい。なだれ防止、凍雪害防止工事費
について大幅な予算措置を講じてもら
いたい。道路の吹きだまり箇所に対
して防雪柵を設置するというようなこ
とをしてもらいたいという請願でござ
います。

○説明員(谷藤正三君) この問題につ
きましては、今度の五カ年計画で大体
一兆円、計画の約倍の予算を見積って
おります。大体御指摘の点は考慮でき
ると思っております。(採択と呼ぶ者
あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十七
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号二千八
十六号でございますが、積雪災害対策
に関する請願でございます。積雪地域
の特殊災害に対する恒久的かつ総合的
な対策として、すみやかにこれが法制
措置及び財政措置を講じてもらいたい
という要望でございます。(採択と呼
ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。三十八
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号二千百
九号、街灯整備促進法制定に関する請
願でございます。

○田中一君 これは社会党からの法
案が出ておるようですねけれども、政府
の見解を一つ聞いておいて、政府の方

で、もし出そうという意思があるなら
ば、こういう法律案は撤回してもいい
と思うのです。従って、御意見を聞い
ておきます。

○政府委員(關盛吉雄君) この問題は
道路と街路、両方に関する問題でござ
います。政府におきましては、街灯
の整備につきましては閣議決定をいた
しまして行政指導をいたしております
。三十六年度の予算との関係もあり
ますので、国会等におかれましてはた
だいまのお話もございましたが、政府と
いたしましては予算措置を待つて検討
をするようにお願いしたい、こういう
ことを申し上げておる次第でございま
す。(採択と呼ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。次は住
宅局関係、三十九番と四十番と同じで
す。

○専門員(武井篤君) 文書番号は九十
号と五百四号でございますが、住宅建
設促進に関する請願でございます。住
公営住宅建設の強化促進、居住水準
の向上、宅地対策の樹立、不燃高層化
と不良住宅地区の改良、中小企業勤労
者に対する住宅対策の樹立、そういった
ことをすみやかに措置してもらいたい
という請願でございます。(採択と呼
ぶ者あり)

○委員長(稲浦鹿藏君) 採択。四十一
番。

○専門員(武井篤君) 文書番号二百五
号でございますが、地代家賃統制令撤
廃を促進してもらいたい。これは全国
貸家組合連盟から出ております。

○説明員(沖達男君) 御承知のよう
に、統制令の撤廃につきましては、今
国会に内閣提出法案をもちまして提出

したわけでございます。この請願に対
しましては私も趣旨は全く同じでござ
います。撤廃すべきものと考えて
おります。

○田中一君 政府がこの趣旨と同じ法
案を提案しておりますけれども、政府
の意思としてはそれでよろしいけれど
も、しかし、まだ法律が通っておらぬ
のだからね。法律が通らぬことはも
とも住宅局の責任じゃないだろうか
ども、委員長、これと並行して四十三
号の案件も一つ、四十二、四十三と一
緒に政府の見解を聞きたいと思うので
す。

○専門員(武井篤君) 四十二、四十三、
それでは御説明申し上げます。ここ
に書かれておりますが、四十二は六
百六十五号でございますが、ちよつと
読んでみますと、「建設省案として土地
家屋の統制令の撤廃が上程され、継続
審議の由開き及びましたが、統制令撤
廃は、一部の地主・家主の資産階級の
者を擁護して、多数の真面目なる借地・
借家人の貧困者をますます困窮に陥
らしめるもので、強いては国民思想も
悪化し、国政を混乱に導くものと思
考されます。」ゆえに本案を廃案として
もらいたいということを言っております。

それからその次の四十三は、千九百
六十号でございますが、これは地代家
賃統制令の撤廃をとりやめること、こ
れが第一点。第二点は地代家賃の全面
的抑制を立法化する措置を講ぜられた
ること。こういう請願でございます。

○説明員(沖達男君) 政府が地代家賃
統制令の一部改正法案をいたしました
。昭和三十三年六月三十日限りをも
って地代家賃統制令を失効させると

いう方針をきめまして国会に提出しました。それでその理由等はすでに大臣の提案理由説明で御承知のことと思ひますので、繰り返すことを避けたいが、ここに請願に出ておられます、借地借家人が窮地に陥るといふふうな趣旨が請願でうたわれておりますけれども、私も、私どもとしましては、この地代家賃統制令の撤廃の結果、地代家賃が著しく上がるというふうなことは見通しとして考へておりません。それにつきましてはいろいろな調査もいたしまして見通しも自信を持っておるわけでございます。従ひましてこのような請願は十分の理由がないものと思ひます。

○田中一君 沖君、その見通しが——確信をもつてそういうことを言われるけれども、見通しを誤つたらどうするんだ。そのようない見通しの問題については国会で慎重審議をすることになつておるのです。どうもそういうことを君から言われるのははなはだ不満だな。

○委員長(稲浦鹿藏君) 法律が提案されておる審議中のものに対しては、こういう請願の結論を出さないということになつておる。

○村上義一君 そりう問題については、ほんとうの意味で一時的保留すべきものであると思ひます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 四十一、四十二、四十三は保留します。

○内村清次君 ちょっと言いますが、自民党の国会対策委員長が紹介議員だからこれはやはり考へてもらわぬとおかしなぞ。それは僕たちは反対の方だが……。

○田中一君 しかし四十二号の案件は自治大臣が紹介者だよ。ここに党の分

裂といふか、意思統一の欠けている点がある。これははなはだ不可解である。それを代表する少なくとも二百五号の案件は閣議決定でなされたものであると思ふ。その閣議決定に参加したところの自治大臣から、これを否定するがごとき請願が出るということに対しては、これは私も不満である。そこでこの案件については保留なんということを言わずに、これは建設大臣あるいは住宅局長が来て答弁していただきたい。しかしこういうことは今までかつて例はございせんよ。紹介議員を呼んでいただきたい。

○村上義一君 練達さんの田中委員のお説ではありますけれども、現に法案が出て、それが審議がまだ未済だという段階においては、私は、審議が終るまで保留をするというほんとうの保留ですね、そういう処置をとるのがほんとうだと思ふ。

○田中一君 練達さん、たんのうな私より以上に練達な村上委員が言うのですから、この処分については同調いたします。しかしながら同じ政府部内——これが議員提案でなくて内閣提案の法律案に対する請願、同種の請願というものが、一方は促進してくれ、一方はこれを反対するといふ態度に出るといふこの請願、国民の持つ請願権の系統上の問題としては、これは非常な問題点が残ると思ふのです。政治的に残ると思ふのです。従つて当該三件についてはこれは紹介議員を当委員会にお呼び願つて、そしてその真意をただしたいと、かように思ひますから、その通りお取り計らい願ひたい。

○武藤常介君 四十二号は提出の月日はいつですか。

○専門員(武井電君) 三十六年二月二十日受理しております。

○田中清一君 ちょっと御参考までに聞いて下さい。私は貸家は一軒も持つておりません。しかしこの統制令があるために難儀をした者は中産階級以下無産階級であります。これは私は実際の恥かき話をいたしました。私は家は賃六円のところから百円の家賃まで三十六カ所家賃を借りましたが、自分の収入がふえるに従つて、それこそ棟割長屋から門立ちまでずつと家を変へてきました。昔は借家人天国だったのです。好きなように自分の収入によつてどんなところへも行けた。今日中産階級、無産階級のもののがこれが結婚もできず、家もなく、世帯も持たなくては持てないのはこれがあつたためだと思ふ。元は借家というものが斜めに張つてあつて、好きなようになつて借りられて非常に私も便利した。借家人天国であつたことをもう一ぺん想起していただきたい。そして金持ちの家を建てたので、そして自由でかつ不自由しない。實際困つた者は中産階級、無産階級で、私たちの工場でも、何百人も何十人も家が建たないで困つたのはそういう方々ですから、これは一つ御参考までに。私はどうして下さいとは言ひませんが、御参考までに……。

○田中一君 私の提案はどう扱うのですか。

○委員長(稲浦鹿藏君) ちょっと速記を……。

○田中一君 速記をつけて下さい。私の提案、どう扱うのですか。

○村松久義君 これは解釈問題だと思ふが、紹介議員というのは請願の意思をただ伝えるというだけのもので、紹介

議員がその内容について賛否を明らかにしているものではない。請願手続の要件として、紹介議員であることを承諾した。かように解釈する。従つてその紹介の理由について、これはこの委員会において審問すべきものではないと、かように解釈いたします。

○内村清次君 これは民主国会になつて第一回国会以来、請願権という、国民の大事な請願権に紹介議員がつくという、その紹介議員はいわゆる請願者の国民にかつて国会にその内容を説明しなくちゃならぬ義務があるので、それを今日みんなでこうやつて簡略にしてしまつてゐるのです。私たちが最初第一回国会から入りましたときには、一件々その紹介議員が来ましてその要旨を陳述して、そしてそれがぜび採択になるように努力したものであります。こういう点を考へてみますと、国民の請願権を正當にしかも真価あらしむるには、やはりその紹介議員になつた人が同じ気持の国民の請願権を取り上げて、そして国会において他の議員の方々の同意を得るようになつて、それがこんな簡略になつてしまつた。そこで私はやはり国会としては、請願者にかつて紹介議員がやはり所属の委員会に來てやるのがこれはもう正當なことなんです。だからこの点はどうかあまり簡略にし過ぎたものだからこうやつて複雑に扱われるのです。そこでまたまた私が言ふのは、先ほど村上先生の言はれましたように法案を扱つてゐる場合、請願については一時保留するといふことはそれは確かにその通りです。ところが紹介者はやはり自分の思想、趣意ですね、これに對して

やつぱり同感のものを紹介してやる義務があるのです。そこでまたまた私の方でも、この請願の問題については相当問題になりましたね、やはり紹介をするときには、やはり党の政策と同じ気持の請願者の意見を紹介してやる。こうやつて当時は話し合いをつけておるわけですよ。そうしますとね、私は先ほど発言いたしましたように、小澤さんは国会対策委員長である。しかもこれは与党の国会対策委員長である。しかも与党としては政府の今回のこの法案に對してはですね、当然これはやはり政府の提案を当院として守つていかなければならぬ立場の人ですね。それがまるつきり政府の法案と反対の陳情に紹介をするといふことはこれはどうかと、こう私は発言したわけですよ。しかもまた田中委員の言われるように、同じ閣僚がその閣議で決定した法案に對して、まさきりそれと反対の請願に署名をして、そして紹介をするといふことは、これはどうもあまり當を得たことではないのではないかと。こういうことで請願者が一つここに來て、一体どういふような御意見か言われた方がいじやないか、という意見を述べておられるわけですね。だからこれは先生の言われることも一理あります。やはり請願を尊重する以上は、紹介議員の人たちはよくその請願者の立場に立つて紹介してやらなくと、どうも複雑な紹介になりたがる。こういうふうな傾向はお互に一つ議員として慎むべきじゃないだらうか、こういうふうに考へます。

○村松久義君 私は法律家で法律的な要件として、請願にはかりに自分の意見と反対な場合でも請願の紹介議員に

なつてよろしい。そういうことがむしろ国民の自分に反した意見は絶対取り次がぬというのではなしに、反した意見でも諸願は行使させてやろう、行使の条件である内容とは無関係である。こういう考え方を持っておる。その意見がよくないと思ふればこれはおつしやる通り。しかしまあ法律的には反対の意見でも諸願の便宜を与えてやる手続上そうしてやろうじゃないか、私はむしろその方がいいんじゃないか。こう思つていますから、その意味で、これは実質的に党として統制がないとかというようなことの意味ならば、これは別個だ。しかしその反対の諸願に署名をしてある。だからそいつはいいか悪いかは、内容の審査をしようという意味においてはその出頭をして説明をしろという意味には反対だ。ただし法規上諸願の紹介議員はその理由を説明をしなければならぬ。まあ言うことはこれは当然です。そういう意味で呼ばれるならばこれは賛成。まあそういうふうな考えです。

○内村清次君 そりう見方はありますね。

○田中一君 私の提案に対する動議に対して採決して下さい。そんな軽々にこんなものを扱うべきものじゃないですよ。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 軽々に扱つてはいけません。保留しようというのです。

○田中一君 処分の問題についてはこれは御意見は尊重いたしますが、とにかく一方においてその提案された法律の合議をした国務大臣が、一方においてこれを否定するがごとき諸願の紹介をするという以上、その真意を伺いた

いということは当然のことです。○委員長(稲浦鹿蔵君) この諸願に対する結論が出ない、それでは審議中だから保留しよう……、この法律を審議するときに呼ばない……。

○田中一君 今諸願の審議をしてい

○武藤常介君 ただいまだぶ議論がありましたが、私も村松委員のようにこれは諸願の手続としてするものでありまして、その内容は現在の制度では民主的にやるべきものでありまして、必ずしもその人の意見に合致するとか、あるいはそれに協力するとかそういう意味でなくして、ほんとうに国会の諸願の手続として署名したのである。それ以外には大した意味はないのでありますから、ここにこの署名者と呼んで意見を聞くということは不適当と私は思ふ。(賛成)と呼ぶ者あり

○田中一君 紹介した人は当然この当委員会でも委員会の召集において説明する義務があるのです。しかし村松先生は法律家であるかどうか存じません。まあ私は法律家ではございません。一つその法律的問題については法制局長をすぐお呼び願ひたいと思ひます。

○村松久義君 法律家として一つ説明いたしますが、田中君のおっしゃるのは、内容の審査権はこの委員会にありますが、そこで手続問題について不備があるならば手続不備で、これは内容審査に入らない方がよろしい、われわれ

は手続の問題に関しては、これは諸願として正当に受け付けた以上はあつた内容の審査権です。従つて手続問題をここで論議すべきではない、かように考えます。

○田中一君 私の提案に対してどうお

○田中一君 私の提案に対してどうお

○田中一君 私の提案に対してどうお

○田中一君 私の提案に対してどうお

取り扱ひ願ひますか。まず法制局長をお呼び願ひたい。それからそれによつて法律家である村松委員の論議が正しいならば、あえて安井君をお呼びしないでもかまいませんが、正しいならば。しかし法制局長の御意見によつて紹介議員は単なる文書の伝達役にすぎないということならば、国民の唯一の権利であるところの国政参加の権利であるところの選挙と諸願の問題というのは、これはもう少しわれわれは論議しなければならぬと思ひます。そこでとりあえず私が提案しているところの二つの問題についての態度をきめていただきます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて

【速記中止】

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて。四十四番。

継続審査並びに継続調査要求についてお諮りいたします。

ただいま本委員会に付託となつております。地盤沈下対策特別措置法案及び建設事業並びに建設諸計画に関する調査につきましては、それぞれ継続審査並びに継続調査要求することにいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 御異議がないと認めます。それではさよう取り計らうことにいたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、閉会中における委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、さよう取り計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 御異議ないと認めます。

暫時休憩いたします。

午後五時十七分休憩

午後六時十八分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑を続けます。質疑のある方は御発言を願います。

○内村清次君 中村大臣に質問いたしますが、本公共用地の取得に関する特別措置法案は、憲法に保障されております私権の問題と密接な関係があります。また特に重要な問題点を残しておきまして参考人と呼んでその口述を聞

いたことは、大臣もよく御存じの通りです。参考人の中に、この憲法の問題と関連をいたしまして重要な参考意見があったのでございまして、この特別措置法案が憲法に保障されておりますところの私有財産権の侵害になりはしないかという議論もあつたわけですが、この点に關しまして、大臣はどういうふうな御所見を持っておられるか、その点を一つずつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は非常に重要な問題でございまして、立案で、われわれもいたしましては、立案段階におきましても慎重に検討をいたしました次第でございまして、御承知の通り、憲法第二十九条には「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という趣旨の規定がございまして、この「正当な補償の下に」というのは、私有財産を公共の用に供するということ、正当な補償とは同時履行を要するものなりやいなや、これがまあ中心的な論点でございまして、いろいろ検討いたしました。また、学説等も、同時履行を求めておるものではない、正当な補償をすればということがあるのである。こういうふうなことでございまして、特別措置法案におきましては、仮補償金の支払いをいたしまして、これによって緊急決を行ないます場合には、取用または使用の効果が発生するというところに相なっております。しかし、この仮補償金は概算払いでございまして、全額支払つたということにならないことは事実でございまして、その後最終的な補償裁決がございまして、差額を生じました場合には、その差額分をそ

の利息を付してお支払いをする、こういう建前をとつておりますので、憲法第二十九条の規定に何ら相反するものではない、二十九条の正当な補償のもとに公共の用に供することができるといふ精神に合致するものである、かような確信を持ちまして、この立法の措置を講じたよう次第でございまして。

○内村清次君 大臣も、日本の憲法の制定の精神につきましても、またさらに、各条文につきましても、これはよく熟知されておることと存じますが、日本国憲法の最も特異的な大精神といふものは、これは何としまして、国民の権利と義務、すなわち第三章の項におきまして、特に憲法十一條、十二條、十三條、この三條を貫きますものは、私は基本的な人権と、いわゆる人権の享有の問題と、さらにまた自由と、それから身体生命、生命の問題の尊重、尊重といふものが私は一番重く見られておると、こう考えておるわけですが、そこで、この条文の中で公共の福祉といふものを、これを優先する優先しないという論議は、これは学者間におきましても非常に論議のある種です。しかし、問題は、国民の自由と、それからまた国民の生命の尊重という問題につきましては、これは国民の永遠の権利として享受されていると、侵すことのできないものである、こうやうた見地に立ちまして、そうして公共の福祉に反しない限り、立法措置の適正の上でも最大の尊重を受けているのだと、こうやうた規定が明記されているわけですが、これによりまして、やはり国民の権利をいたしましては、二十

二條におきましては、住居移転の権

利や職業選定の権利、こうやうた問題もここに明確に規定されてあるわけですね。そういったものと、私たちが今回の特別措置法案といふものがその目的とするところを、従来制定されております土地収用法の問題と比較してみますと、土地収用法では第一條に、その目的の点におきまして、「土地等の取用又は使用に關し、その要件、手續及び効果並びにこれに伴う損失の増進と私有財産との調整を図り、」と、こう書いてあります。ところが、今回の特別措置法案の中には、目的の第一條において「緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。」と、こうやうてあります。いわゆる条文のあたの中には補償の問題といふものがありますけれども、大体目的の條項としては、この私有財産権といふ問題に對しまして、緊急に施行する公共の福祉に對して、これに財産権をとつていく、いわゆるその取得の方法といふものに重点を置いておるようですね。

この点は参考人の意見にもありました。この点は今回のその特別措置法案といふものは、私の保護といふものが一歩後退したような感じがする。こうやうたやはり感覚を持っておるところの有識者の人も、また、これは国民も相當あると思うのですが、この点に對しては、大臣はどういうふうな御考へを持っておられますか。

○国務大臣(中村梅吉君) この点は見方の問題もありますが、確かに公共の

利害に特に重大な関係のある公共性、緊要性の高いものについて、速度を早めて財産権を、土地等の取得をはかるという点にはありますけれども、一面におきまして補償を、あるいは被取用者に対する代替補償、現物補償、あるいはその他の御承知のような規定を設けて、被取用者の保護ということについて、従来規定以上に前進をいたしている、こういう点から考えますと、基礎法でございまして土地収用法よりも私権の保護に一そう配慮を尽くしておるといふことが言えると思ひます。ただ、緊急性、公共性の高いことによつて、できるだけ、同じ取用をするならば、時間的に早めて、取用の実を結ばせたいと、こういうことが、この法案の目的の中心だと思ひのであります。

○内村清次君 この法案の中に、緊急裁決といふ項がございまして、この緊急裁決によりまして、直ちに土地等の取用または使用が行なわれる。そして土地収用法第二百九條によるところの訴願を行なつて、事業者によつてすでに既成事実といふものが作られておるからして、こういふことは、憲法に保障された個人の権利といふものが、もうすでにそういう既成事実によつて侵害されているじゃないか、たとえあとで精算払いその他の問題があるにしても、それによつて私権の保護といふものが非常に後退したと、これは憲法の條項に對するところの違反ではないかというふうな論議がなされておられますが、大臣はどうお考えでございませうか。

○国務大臣(中村梅吉君) この緊急裁決をいたします場合には、すみやか

に次の補償裁決をしなければならぬわけでありますが、その補償裁決を行なうのに必要ないろいろな資料は整備しておかなければならないということ、法案の二十五条にも明記してありますが、補償金を適正に算定することができるよういろいろな状況、必要な資料を調査しておかなければならない、こういうことにいたしておきますので、なるほど、最終的な裁決のないうちに、緊急裁決によりまして収用、使用を行なう場合もございますが、財産権の保護という点につきましては遺憾のないように、実は配慮をいたしておるような次第でございます。

○内村清次君　私が先ほどから聞いておりますのは、特別措置法案によりまして、私権というものが後退し、そして財産権の侵害というものが相当前面に出てきたような感じがするということ、ような論議が口述されておるわけです。やはり、これを全部見てみますると、緊急的な公共福祉という問題を解決するために、そういうった精神というものがここに流れておりはしないかと私たちも考えておるわけです。だから、この点が十分に、土地収用法にあるような調整された財産権と、それからまた私権の侵害に対する補償というもの、それが完全に調整されていくと、さらにまた、それには国民の大事な権利の主張というものが、あるいは裁判その他によって正当に十分なされていくかどうかという問題が、これが完全に行なわれておるかどうかという点の御判断が大臣にはどう感じておられるかという問題です。

○国務大臣(中村梅吉君)　御指摘の点は、先ほど申し上げましたように、

時間的に緊急性の高いことの理由の、もとに収用、使用を早めるという努力は、いたしておられますが、私権保護が後退したという考え方は、私ども実は持つていないのであります。私権の保護は、一そう前進をいたしまして、保護の徹底を期そうという角度で立案をいたしておりまして、現物補償、その他建物の補償、あるいは逆収用の請求権、それから先刻も御議論がございましたが、生活再建に関するような配慮、なお、先般お話をいたしましたように、たとえ収用委員会が裁決をいたしました金額が正当の金額よりも多いというふうな主張を起業者側がする場合におきましても、従来の土地収用法におきましては、自分の主張する金額だけを主張して、あとは供託して訴訟、訴訟等が、できるといふ規定がございますが、今回は、そういうような場合におきましても、全額を支払ってからでなければ争えないというふうな特例、土地収用法から見ますと、さらに保護を強化した趣旨の条項を設けております。等、全体を総合いたしまして、私権の保護という点については、従来の土地収用法より一そうに考えられること、また、法律として法文化すること、こと、配慮の可能な範囲というものを、見まして、むしろ私権の保護に前進をさせているというふうに実は考えているようなわけでございます。

○内村清次君 大臣は、私権の保護といふものを、すなわち、補償の問題はむしろ前進しているというお考えのようでございますけれども、公述人の一人の人はこう言っているのです。特別措置法案によりまして、たとえば現物給付の第四十六条、それから生活再建等

のための措置の第四十七条、この両条は確かに進歩している。が、しかしながら、この条文を読んでみましても、四十六条におきましても、末尾においては、「事情の許す限り、その要求に応ずるより努めなければならぬ。」それからまた、四十七条において、その条文の中に、「生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができる。」そうしてその前に、「前条の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、」といった、この条文自体が義務規定になつておられないじゃないか、いわゆるこれはもう精神規定であつて、何ら法律条文としては、ただ、お飾りの文句ではないだらうかというような、こういった口述をする人もあるのです。これをなぜひま少し公共の福祉のために、財産権の侵害をやるとすれば、正當な、すなわち補償というものを確実に法律で明記して、そうして一歩進歩したところの補償規定にしないか、こういういふ考えがあるわけですが、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは正當な補償はもちろん當然しなければならぬわけでありませう。補償裁決等、最終まで特別措置法及び土地収用法の適用によりまして収用いたします場合には、収用委員会が適正な判断をいたしまして、最終的な土地収用裁決をいたすわけでありませう。まあこれにつきましても、建物の補償、あるいは先ほど申し上げた逆収用等、この従来の補償

よりも補償の範囲を広めておるわけでございますが、ここに御指摘いただきました四十六条、四十七条というのは、これは話し合いのついた場合の適用規定でございます、この現物給付あるいは生活再建の措置というものは、裁決ではなかなかきめられない事項で、話し合いで、現物ならこういうものをほしい、あるいは生活再建ならばこういうような便宜をはかってほしい、こういうような措置を講じてもらいたいというようなことで出てくる問題でございますから、四十六条、四十七条のような命令規定といえますが、指示規定と申しますか、訓示規定と申しますか、この程度の表現をする以外には、法律の書き方としてやむを得ない。まあこの点はいろいろ可能な範囲で前進したいという趣旨で、法制局その他とも協議をいたした次第でございますが、まあこの程度の表現が妥当な表現であるということに落ちつきましたようなわけで、従って、話し合いでこれらがきまって参ります場合には、起業者としてはできるだけ話し合いでまことめようとする限りにおいて、これらの各条項に該当するようには、できるだけ当然努めなければ円満には実を結びませんからやることになりまする次第で、まあ一種の訓示規定といえは訓示規定の姿でございますが、まあこれによりまして、各起業者にこの精神に沿って実行をさしたい。まあ行政指導の上におきましても、当然われわれはできるだけ被取用者の権利保護なり、あるいは生活再建なり、また被害の少ない、影響の少ないように措置することについては、行政指導のにおきましても努力をしていく考え

でございますが、まあ大体この四十六
条、四十七条というのは、そういう場
合を想定してのこれは規定でござい
ますから、文言といたしまして、これ
以上どうも表現の仕方がなかなかあり
ませんわけで、こういうような表われ
方に落ちついたわけでございます。

○内村清次君　公述人の考え方は、先
ほど私が代弁した通りでございますけ
れども、私たちといたしまして、も
せつかくこうやつた一歩前進的な、現
物給付の要求に對しましては、これは
特定公共事業を施行する者というもの
は事情の許す限りというようなことで
なくして、やはり、これは要求に應じ
て努めなくてはならないということ
でなくして、いわゆる事情の許す限り
とか、努めなくてはならないとかいう
ことではなくして、そうせなくてはな
らないというような条文に書きかえる
ということはお考えになりませんか。

○国務大臣(中村梅吉君)　これは、も
しそういうように書きますと、現物補
償一点張りの姿になりまして、この場
合はあくまで一般補償プラス現物給付
という姿をとっておるわけでございま
す。また、同時に、この實際問題とし
て絶対的な命令になりますというと、
被収用者の側ではいろんな都合上あく
までかえ地をほしい、あるいは建物の
提供をしてもらいたい、あるいは耕地
の造成をしてもらいたい、こういう要
求をした場合に、これが絶対的なもの
であるといったしますと、それに該當す
べき土地がなければ、やはり政治的に
できない場合が事実上起こり得るわけ
であります。周囲の環境によりまして
できない無理な注文もこれはあり得る
のであります、あり得た場合に、そ

で、事情の許す限りその要求に応じなければならぬ、応ずるようになつなければならぬ、こういう表現になつたわけでございます。この点は各事業の特定事業として取り上げられる起業主体というのは、おおむね国または公共団体あるいは公益的な機関でございますから、これらに對しましては、この訓示規定のような姿であります。この精神を可能な限り生かしていくように、不可能を可能にしろといつても無理であります。可能な限り実行をしていくようにという意味の規定でございます。われわれとしましては、法律の運用上もその建前を進めて参りたいと思つております。

○國務大臣（中村梅吉君）先ほど御指摘のごさいました土地収用法八十二条等の、起業者が持つておる特定の土地を指定してこのかえ地の要求をして収用委員会に裁決を求めるとか、八十二条によるかえ地補償の被収用者の請求権及びこの請求に基づいたかえ地を補償をしなければならない、これらの規定は、御承知の通り土地収用法が母法でございまして、今度の特別措置は、あくまでも土地収用法の上に乘った一部特例の法律でございまして、従つて、土地収用法にきめておりますことこれらの条項は、全部基本として適用されるわけでございします。その適用されたほかに、この特別措置法で規定いた

て、「政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあつては、いやしくも、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。」、こゝう書いてある。いわゆる補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して使用権を認めるがごとき公権力の強化による私有財産権を侵害しないように、こゝういった規定の附帯決議がなされておりますが、どうもこの特別措置法にはこれと逆な形が現われ

困るというよりな場合に、大体補償の概算のめどがついておるといふ場合に、概算額によりまして仮補償金による緊急裁決をするという手続をいたしました次第で、この仮補償金の決定というものが補償額決定という言葉との関係になつて参るわけでございますが、大体概算というもので補償額をきめてお支払いをする。さらに、しかしながら、場合によつて差額を生ずる場合があるかもしれないが、その場合に差額を支払うというのではなくて、やはりこの附帯決議の精神に努めて沿う意味において金利を付して支払う、こういうようにいたしましたような次第

たいと思います。

○政府委員（關盛吉雄君） これは参考人としてお見えになりました調査会の委員の方々からもお話があったわけでございますが、現行の土地収用法につきましては、昭和二十六年に制定されました、基本法としましては、起業者なり被収用者の立場に十分の配慮をいたしまして、その収用の手続につきましても、戦後の手続法といたしまして、相当に研究をされ、検討された規定でございいます。従つて土地収用法の

におきましては、これは物件補償の問題が明記されてありますが、さらに八十二条におきましては、これはかえ地補償ですか、こうやつた規定がここに明記されておるわけですね。そうすると特別措置法によるところの現物補償の問題は、これは大臣のお説ではございまするけれども、やはり土地収用法と並用して一歩前進の形の現物給付に對しましては、義務規定として、いわゆる財産権を侵害された者がどちらでも自由に選択できるというような形で、やはりその事業主体がこれを義務として考えていくというようなことが、私は財産権侵害に對する補償という問題の完全な履行になりはしないか、これ

第で、こういう点があるいは他の方々が法律案を一応通読された感じでは、ちょうど参考人の方がおっしゃったような感じが出やすいかもしれないが、実際問題としては、土地取用法が基本法で、この法律が全文適用される。その上に乗った特別措置法でございいますから、そういう意味から考えまして、私どもは補償等の問題につきましては、緊急決法ということはございまずけれども、相当私権の保護を前進させるつもりで立案した、こういうふうに申し上げて差しつかえないと思いますので、よろしくお願いいたします。

とどうう御意見でございますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は、まあ問題は緊急裁判にあると思うのであります。衆議院の内閣委員会における附帯決議は、ただいま御指摘をいただきましたように、補償額決定前に使用権を認めるがとき云々、こういうことでございます。しかしこの緊急裁判というのはいつでもやるのではありませんので、二十条に規定してありますような基礎に該当する場合に、損失の補償に關するもので、まだ審理を尽くしていないものがある場合においても裁判ができる、仮補償金をきめまして緊急裁判ができる、こういうふうにより一つの基礎を置いておるわけでござ

の精神は生かされておるものである。こういうふうに考えておる次第でございます。

○内村清次君　ただいまの大臣の御説明に、私もまだ十分納得がいきかねますけれども、これは重要な問題でございますが、あとに回しまして、この公共用地の取得制度に関しまして、この調査会に対してまして建設大臣が諮問をされた。この諮問の答申によつて今回の特別措置法というものが政府の方で立案されたと存じますが、私どもはもう従来この土地収用法の改正という問題が相当議論にはなつておりますからして、こういった緊急に土地を収用して、そうして公共の福祉に当てる

性の高い事業につきましては、特に限定して、法律でその事業の範囲をしぼりまして、しかも、それについては、特別措置の内容とする事業内容をきめて、現下の経済の基盤、国土保全に必要な事業に限りまして、被取用者の私権と公益の調整をはかる、こういう精神の特別措置に関する規定を制度として置くべきでないだろうか、こういうことが、ただいま申しました基本法との関係におきましての位置づけから衆議が一致した、こういう経過でございます。

○内村清次君　政府の方では、今回の

て、母法である土地収用法の改正、これをもうやめてしまふ。これはどこまでも併用の規定で、併用の法律としてこれでは将来すつといふのだというようなお考えですか、どうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) この土地収用法につきましては、大体私も承知いたしておる範囲におきましては、非常に私権の保護及び手続の慎重さ等におきまして、念入りにできておる法律でございますから、一般的な土地収用につきましても、この法律の基本は維持していくのがよろからう。まあささいの部分的問題につきましては、あるいは検討の余地があるかもしれませんが、基本としては、この基本の上で立ていくのがよろからうと実は考えておる次第でございます。まあ、ただ非常に時勢のテンポも早くなりまして、特に公共の利害に重大な関係があったり、あるいはまた緊急性が高かったりする特殊のこの特定事業のみについて、今度の特別措置法を適用して解決していくのが、土地収用の建前としてはいいのではないかと、目下のところ、さように考えておる次第でございます。

定公共事業の種目あたりの点もだいたい違つておるようですね。だから、この点の相違の点につきましても、どういふ立案の過程において建議がなされたのであるかという点を一つお述べ願ひたいと思ひます。

でも支障はないじゃないかという判断もありましたけれども、これは裁決の申請書の縦覧期間というもののによつて、ある程度、二週間の現行規定を尊重する方が権利者を発見する、知られざる権利者に対する発見の手段としては必要であらう、こういうふうなことで、政府部内におきましては現行の通りと、こういうことになつたのでございませう。

それは、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

おきましては見送つたと、こういう形になつておる次第でございます。以上が答申というものと、また今後処理すべき問題と、それから法律関係の違ひについての概要の御説明でございます。

○内村清次君 特定公共事業というものは、先ほど憲法の問題につきましても大臣に私質問いたしましたように、この私有財産権というものは侵してはならないという原則のもとに、正当な補償のもとにこれを公共のために使つてもよろしい、こうやつた補償規定が完全である上において、いわゆる財産権と補償の問題が調整されて、そうして私権を持っておる個人が納得をして、そうしてその公共の福祉のために喜んで提供するという形が完全に整つて、初めてこの問題が解決すると思つて、特に今回の特別措置法によつて特定公共事業というものを御選定になる上については、やはり高度な公共性の高いもの、これをやつぱり御選定にならないと、ややもすればこれに乗をせて、公共福祉という美名のもとに便乗をしていくという形の姿が現われては、せつかくこの憲法に保障されております私権の侵害というものに、個人がやはり納得いかない、これは侵害されたのだという感じが非常に深くして、問題の解決は私にはなされないと思つて、そういたしますと、この便乗というものがあつては、いかぬ、この点を私たちは十分検討していかなければならない。これは参考人の中にもさうやつた意見もあつたように、調査会の答申と異なつてい

る観点につきましても、十分伺ひまし

た、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

それは、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

それは、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

○内村清次君 この委員会では、先般、この法案の審議にあたりまして、公共用地取得制度調査会の代表の方も、田中委員の要求によりまして招致いたしました。その口述を聞いたわけでございます。また、委員会に参考資料として出してあります公共用地取得制度の改善に関する答申及び建議というの内容も拝見させていただいておるわけでございます。この制度調査会の答申及び建議と、この法律に現われて参りました内容というものが、たとえば特

定公共事業の種目あたりの点もだいたい違つておるようですね。だから、この点の相違の点につきましても、どういふ立案の過程において建議がなされたのであるかという点を一つお述べ願ひたいと思ひます。

でも支障はないじゃないかという判断もありましたけれども、これは裁決の申請書の縦覧期間というもののによつて、ある程度、二週間の現行規定を尊重する方が権利者を発見する、知られざる権利者に対する発見の手段としては必要であらう、こういうふうなことで、政府部内におきましては現行の通りと、こういうことになつたのでございませう。

それは、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

それは、これは答申におきましては、収用委員会に専任事務局を置くというのと、その経費の一部について国が負担をするという点についての答申をいたしておりました。で、収用委員会の専任事務局につきましては、答申におきましても、必要がある都道府県の収用委員会に専任事務局を置くということになつておりましたので、これは今後の収用の裁決事例等の状況を見まして、すみやかに一般の土地収用法との問題もありまして解決すべき事柄でありますので、今回はこの点につきましては見送つた、こういう形でございます。

たよりに、便乗するところの公共事業というものがあはしれないか、しかもその公共事業が営利が伴なっている、こういう問題がありはしないか。こうやっていきますと、これを政府がこの際一つ法律の条文にして一挙に解決していいこう、営利の方にもやはり味方してこれを解決していいこうというようなお考えがあるとすれば、私はこの特別立法の精神にもとる問題ではなからうかと思うのですが、私が大臣や局長に質問しますれば、いや、そういうことはございませんと、こう言われるかもしれないけれども、私たちはどうしても

気事業のように、電気の公共性に名をかりて、そうして高い配当を株主がもらうというように点に対しては、私たちはもう少しこうやった特に強い手続規定を短縮をするとかの、そうしてまたさらにこの補償の問題も、ただいま言つたような精神規定も繰り込んであるというような問題の点に対してこれを取り上げていくというようなことは、政府の方でももう少し御一考なさるような考え方はおありにならなかつたかどうか、こういふふうに考えるのですけれどもね。大臣はどういうふうにお考えでございますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 考え方の精神としましては全く同感でございます

す。そこで、まあこの特定公共事業のしほり方としましては、事業の性質あるいは事業の適用範囲、こういうよりなことでも列挙主義をとりまして、ま限度を明らかにするということが一つ。それから、この明らかにされた限度の範囲内においてさらに公正な第三者である審議会の方々の意見を聞いて、その取り上げる事業をきめていくと、こういう慎重な方法をとったわけでございます。

ただ、しかし、具体的にこれを適用事業にするか特定公共事業にするかか否かということにつきましては、個々について審議会の審議を願ひまして、そのうえで決定をするという建前をとっておりますので、まあこういう方法とていふわけでは、対象事業として取り上げてもいいか、かような事業が取り上げられたらいいか、ということになります。

作成の特例として、現地測量を行なわず、さらに記載しなくとも調書を認める、こういった規定さえも含まれているわけですね。そうしてみますると、やはり関係住民というものは、こういった自分のこの土地の取用のために別な法律まで作ってこれを解決しようとする建設省の意図ではないかというより、な疑いを持つことは、これは確定的な問題だろうと思うのです。そうする

けでございますから、重要な治水関係としての適用事業になればなるのだと思ふのです。電力の關係は、御承知の通り、筑後川の下流の先年の大洪水の対策として起こつたもので、電力の方はその副産物である、こういう關係であらうと思ふのであります。それから電力につきましては、お手元に差し上げてございますような政令案、この法律にもございますように、電氣に關するこれこれで、発電施設または送電施設

いうようなことがあつてはなりませんけれども、これはりっぱに筋が通るでございましょう。あるいはまた鉄道の方では運賃を値上げする、しかしこれもやはり考えなくちゃならぬ。が、しかし、固定資産税として減価償却をしていくという点については、これは正當なこととございましょう。しかし、だれもそのために、株主がもうけるということではございませんからして、これは国の經濟の發展のために必要でございましょう。が、しかし、たとえ電

ただ、このうちで、今御指摘のありました電気事業等につきましては、なるほど電気事業は今九電力が株式会社組織でやっておるじゃないかと、こういうことでございますが、しかし、電力の状況というものは、全く国民大衆なり日本国産業の消長に重大な関係のあります事業でございますので、この特別措置法を適用せねばならないような場合も確かにあり得ると思うのであります。そこで、まあこれらにも、株式会社であり、配当もしておるわけ

○内村清次君　まあ実例をあげますると、たとえは大臣はどういうお考えか知りませんけれども、前大臣のときにも大きく問題になりました筑後川の下笠ダムのような問題も、これは私たちがここで審議をいたしてみましても、やはり九電力というものが介在しておるといふことは事実ですね。そうして、しかもこれが今回の特別措置法によりまして、この一つの対象になっていくと、今までの経緯が、たとえは測量の問題につきましても、立ち入りの問題

と、その対象がやはり電力会社の利益のために奉仕するのじゃないか、こういふたやはり住民の関心というものが強いと思うのです。それに特にそういふた、たとえ国会あるいは政府の認可事項にしましても、これは確かに電気というものは公共性があるということとは、これは認めますが、その反面におきまして、正当な補償もなしで、法の力によって、特別立法の力によって、住民の財産権を侵害していこうといふような、こういう意図がそこにつ

設で政令で定める主要なるものと、こ
ういうことにいたしておりまして、政
令案の要綱でさらにしほりまして、電
電の出力とか、あるいは電圧十萬ボル
ト以上とかいうような工合に限度を定
はしほつて参りたいと思つておる次第
でございます。

なお、どういうふうにして円満に納
得せしめていくのか、こういうことで
ございましたが、この点につきまして
は、この法案の特異性として、起業者
はあらかじめ関係住民に対して、ある

いは関係の市町村等に対して十分PRをして、事業の性質等理解を求める処置を講じなければならぬ、こういうことにいたしておりますので、これらのPRによりまして、事業の性質なり重要性なりというものを十分認識していただき、その上でこの審議会が、そのPRを経て、特定公共事業としての申請がございまして、それらの反響等も、従つてこの審議会で審議する段階で、やはり論議の、検討の対象になると思つております。かような方法によりまして、できるだけこの適用事業として、対象事業として、また、そのうちから特定公共事業として取り上げる事業として実施いたしますものにつきます。極力関係方面の理解のもとに円滑な事業遂行をさせるように運用して参りたいと思つております。

○田中一君 関連。そうすると筑後川の場合でも治水としてのダムを築造を指定する場合は、五万キロ以下の発電の場合は、その部分に対しては適用しないということがありますね。

○国務大臣(中村梅吉君) これはさういう田中さんのおっしゃる通りに発電の施設と治水の施設とほとんど重なり合つたもので、一部発電の機械を設置するとか、水路の関係とかというところ、治水とは別のものが、施設があり得るかもしれませんが、それらは要するにこの電力関係の政令に該当し、かつそれを適用するかどうか、やはり審議会で御審議を願つた上でということに相なると思ひます。

○田中一君 そうすると、たとえ下笠の場合、五万キロ以下ですね。その場合には水路とか、あるいは発電所の地点とか、それに関連する発電施設

は、これは適用しない場合があるのだというふうに理解していいですね。

○政府委員(關盛吉雄君) この法律の第六号といたしましては、適用河川に設置いたします主要な治水施設、これはダムでございまして、この限りにおきましては該当するものは適用されるわけでございます。

それから発電設備といたしましては、先ほど大臣からお話のありましたように、五万キロ以下のものにつきましては、水力、火力を問わず、第七号の施設としては該当しないものと、こういうふうな政令を定めたいと思つております。

○田中一君 もう一ぺん念を押して聞きますが、そうすると五万キロ以下の発電所の発電施設は、貯水の面はこれは治水の面でございまして、それは水を利用しようという場合の施設というものは、五万キロ以下のものは、この特定公共事業にしないんだということがあり得るといふことですね。簡単にいいですよ、答弁は。

○政府委員(關盛吉雄君) ダムにつきましては、水位の關係で多目的ダムといふのもございまして、発電をそのものにつきます。発電をそのものにつきます。

○田中一君 多目的ダムなんです。従つてそのダムといふものの性質は、利水の面も加味されておりますけれども、大臣が今おっしゃいましたように、治水の面でそれを指定された場合、利水の面で発電をされる施設が五万キロ以内の場合には、その部分の施設の用地といふものは除外されるのだと、いわゆるこれは収用期間を短縮しようといふことなんですが、事実にお

いては短縮期間が長いわけですから、これは除外されるという理解でいいですね。そうならそうとはつきり言つてくれればいいんですよ。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまのお話は、発電の専用施設の部分につきましては、その通りでございます。

○内村清次君 この法律案におきまして、土地収用法の特例としてどのような規定が設けられておるか、説明していただきたい。

○政府委員(關盛吉雄君) この土地収用法の特例につきましては、事業の円滑なる遂行に關する部分と、それから損失の適正な補償に關する部分と二つに分けて第一条に規定いたしております。従いまして、この特別措置法上、事業の円滑なる遂行のために設けられて

いる規定は、第十二条の特定公共事業の認定を事業認定とみなす規定、それからまた九条、十八條に關する認定、または裁決申請書の縦覧の代行の規定、それから十二條、十三條、十六條の認定の効力を一年とすること、土地細目の期間を六カ月にいたしましたこと、十五條は土地調査、物件調査作成の特例の規定、それから二十條ないし三十七條の緊急裁決の制度の創設の規定が事業の円滑なる遂行に關する特例でございまして、損失の適正な補償の確保につきましては、第二十五條におきまして、収用または使用後の補償金額を適正に算定するための委員会の事前調査、それから第二十六條の担保の提供、第二十九條の仮住居の提供、三十二條の仮補償金の額と確定補償金額との差額に利息を付する規定、三十七條の強制執行、三十八條の建物の提供に關する規定が、損失の適正な補償の確

保に關する特別措置の規定でございす。なお、全体といたしまして、土地収用法には全然ない事柄を新たにこの法律に設けましたのが、土地収用法の特例等の等に屬するわけでございます。これは現物給付なり生活再建なりあるいは審議会の規定、都市計画法の特例、こういうことになつておる次第でございます。

○内村清次君 この今回の特別措置法には事前のPRといふものを非常に重要視しておる。これはまあ従来もおそろく規定はなかつたにせよ、されておつたのですが、特別にPRをするのを重要視しておるという御説明があつておるのですが、この事業の説明等の措置を講じないで特定公共事業の認定申請があつた場合には、一体どうされておるのか。

○政府委員(關盛吉雄君) この第三条の措置を講じない場合におきましては、この法律の第六條の規定によりまして、その期間内に、一定の期間内に補正を命じたり、あるいはまた申請書の却下を建設大臣がいたすということ、この三條の規定の趣意をはかる方法を講じておる次第でございます。

○内村清次君 さらに、条文の中に付近の住民という文字が書いてあります。この付近の住民というものは、一体どういふ範囲内の住民を指しておるのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この付近の住民の範囲でございまして、これは特定公共事業のために、事業を施行することによりまして直接影響をこうむる地域内に居住しておる者、こういうふうにとりまします。鉄道とか、道路とかいふふうな場合は、その沿道の一定の幅員の市町村、市町村も近ごろ規模が非常に大きくなりましたので、その影響範囲といふものはやっぱり字程度、さういふふうな区域が少なくとも直接影響する区域、さういふふうな考へておる次第でございます。なお、河川の場合につきましては、ダムの設置の下流の漁業権等の関係もございすので、その範囲は、非常に上流から下流といふところで影響範囲が多いたうと思ひますが、各特定公共事業の事業の種類によりまして申しますと、さういふふうなわけでございますが、その事業を施行することによつて直接影響をこうむる地区に居住しておる者、さういふふうな考へておる次第でございます。

○内村清次君 これはこの委員会でも大臣にも質問がございましたが、知事の代行を、まあ市町村長に、事務手続の問題でございましてよろけれども、認めるということ、地方自治法の違反しておられないか、民主主義の原理に違反しておられないかという論議がなされておりますが、その点はどうですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この市町村長の事務は国の機関の、いわゆる国の機関委任事務の代行規定でございまして、現在の土地収用法におきましても三十六條におきまして、この土地調査、物件調査の作成の過程におきまして、市町村長が署名捺印を拒んだときにおきましては、知事が吏員をして署名捺印せしめると、さういふ規定もあつたので、しかも、特定の事項についてこのよう規定をいたしますの

とりますので、鉄道とか、道路とかいふふうな場合は、その沿道の一定の幅員の市町村、市町村も近ごろ規模が非常に大きくなりましたので、その影響範囲といふものはやっぱり字程度、さういふふうな区域が少なくとも直接影響する区域、さういふふうな考へておる次第でございます。なお、河川の場合につきましては、ダムの設置の下流の漁業権等の関係もございすので、その範囲は、非常に上流から下流といふところで影響範囲が多いたうと思ひますが、各特定公共事業の事業の種類によりまして申しますと、さういふふうなわけでございますが、その事業を施行することによつて直接影響をこうむる地区に居住しておる者、さういふふうな考へておる次第でございます。

で、地方自治の本旨に反するものではないと、こういうのが政府全体の考え方でございます。

○内村清次君 私先ほど申しましたように、この立ち入り妨害があった場合に、どの程度の内容を調査して記載したならば適法な調査となるかどうか、この点を一つ具体的に説明していただきたい。

○政府委員(關盛吉雄君) これは土地収用法の重要なところでございまして、取用したり、または使用する土地の区域が確定していなければ、取用または使用できないわけでございます。ですから、土地の区域を記載することは、これは絶対に必要でございます。その他の事項につきましては、妨害によつて調査が困難でありますときには、知り得る程度で記載すれば足りる。たとえば所有者別に取用または使用する土地の区域を確定することが困難である、こういう場合におきましては、土地の全体を一括記載した調査であつても適法であると、こういう考え方でございます。

○内村清次君 この立ち入りを妨害したところの土地所有者、関係人は、収用委員会の審理におきまして、起業者の作成した調査を、裁決申請書の記載事項について異議を申し述べることができるとか。

○政府委員(關盛吉雄君) 今の点につきましては、もとよりこの調査の真否につきまして異議を申し述べることができるとか。現在そのような調査でありましたら、そのようなものの規定を付記することになっておりますので、収用法の三十八条の規定によりまして推定効力というものは一応ないわけでございますから、異議を申し立てることができると、こういうふうに考へております。

○内村清次君 この現状に合致しない内容の収用裁決があつた場合にも、土地所有者、関係人は訴えを提起して救済を求めることができるかどうか、この点。

○政府委員(關盛吉雄君) 裁決までの段階で収用委員会の調査を拒否するような行為があつたといつたとしても、憲法上の権利であります裁判を受ける権利は失われぬのでございまして、ただ手続が違法である、裁決の手続に瑕疵があつたと、こういうふうな場合には、手続の瑕疵を理由に取り消しを認める、こういうことはできない、こういうことでございます。

○内村清次君 それから仮補償金に対して損失補償の訴えを提起することができないとしたところの趣意は、どういうことですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この仮補償金につきましては、収用委員会は緊急裁決をいたしました場合におきましては、引き続き三十条の規定によりまして「収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたもの」につきましては、引き続き審理をいたしまして、裁決をするわけでございますから、仮補償金の段階におきまして、被収用者が異議を申し立てたり、あるいは不服のある場合におきましては、直接収用委員会の補償裁決審理について異議を申し立てればよい、こういう方が手取り早く、実益がある、こういうわけでございますので、緊急裁決の損失補償に関して訴訟する実益が乏しいという

ことから、このような特例を出したわけでございます。

○田中一君 もう時間がないようだから簡単に質問しますから、簡単に答弁して下さい。

事業の説明等を行なう場合に、いわゆる事業認定前のPR、これを行なつたかどうかということは書類で何か立証されるものがあるのですか。この法律の意見書等の中には入つておらない。従つて、それは、どういふ形で求めようとするのか。これは、一応の義務付けされておるとしたならば、これは意見書と同じような扱いをして、申請書の中につけられてなければならぬのだが、そういうものがないのは、どういふことなんですか。

○政府委員(關盛吉雄君) これは四條の二項の六号の規定によりまして、PRの措置を講じた経過説明書というものを添付書類として参らせます。従いまして、これは縦覧をさせますので、もとより経過の説明に必要な書類、こういうことにいたしておる次第であります。

○田中一君 事前に計画の全貌というのか、コンクリートしない案というもので説明をしようとするのか、これはすつかりきまつて、これ以上どうにもならないというところで説明し、また納得させようとするのか、その意図は、どのくらいの意図の方のときにやるのですか。そしてまたそれは付近住民の意見が、この箇所は、その報告書から報告書の中に、この箇所は何々の意見から取り入れて、こうなつたのだ、この箇所がこうなつたということになるのか、あるいははつきり事業計画が固まつたものを持つてこようとするのか、その点はどうですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この点につきましては、この規定は、地元住民からの意見を聴取いたしました、妥当な意見につきましては、これを採択いたしました計画を固めるといふために必要なPRの措置、こういうふうな考え方で入れておるわけでございます。

従いまして、そのような形の段階のもので、このPR措置を行なう、こういうことが本規定のねらいでございます。

○田中一君 そのPRしたということを立てるには、この部分が、当初の計画はこれであつた、この部分は付近住民の意見によつて、こう変わったという経過として報告するのかどうか。

○政府委員(關盛吉雄君) その内容につきましては、経過説明書の中に書くべき事柄としてきめたいと思つております。

○田中一君 なるべくそういう意見をとり上げた方が、申請は受理しやすいのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) その点は、事業の性質と緊急性の判断をいたします審議会が、いろいろ検討されることでございますから、やはりできるだけ適正な意見については尊重した計画の修正を期待しておる、こういうわけでございます。

○田中一君 ところが、全住民が大体において、この事業に対しては賛成をした場合、これはもう特定公共事業として認定をする必要はなくなつてくる、その場合には、どうなりますか。

○政府委員(關盛吉雄君) この第三条の規定は、ほんとうにそういうふうな事態が生ずれば、話し合ひでいけるというところになるわけでございます。これは、そういうふうな目的が達せられることが一番望ましい、こういうふうに考へております。

○田中一君 もう二、三点、この手数料二万円をこえない範囲内においてとか書いてあるけれども、これはどうなんですか、これは何のために取り上げるのですか、何の費用ですか。

○政府委員(關盛吉雄君) この手数料は、特定公共事業の認定をいたしますので、今回の特別措置法によつて新たに特定公共事業の認定という事務がふえるわけでございます。そのための手数料でございます。公共用地審議会も設置せられまして、審議をいたしますわけでございますから、手数料を納める。

それから、この特定公共事業の認定がありますと、この法律によりまして、土地収用法の事業認定があつたものとみなされますので、従つて、みなされた事業の手数料というものは、土地収用法には書いてないものですから、そこで二つあわせて、政令で定める二万円の範囲内において国に納める、こういう規定にいたしましたわけでございます。

○田中一君 どうだろう、これは十萬円くらいにしないですか。事業にとつては二万円は安過ぎるから、あるいは十萬円、二十萬円以内というくらいにしたらどうですか。

○政府委員(關盛吉雄君) 現在の土地収用法の事業認定の手数料の均衡もございまして、大体この程度が適當だろうというふうに考へております。

○田中一君 生活再建、現物給付等の

規定を、現母法であるところの土地収用法にも、今後とも適用していくというふうな考えはありませんか。またそういうふうな方向に進むという言明がほしいのだが。

○国務大臣(中村梅吉君) この法律が制定されました。実施をして、これらの事項が実施の結果、成果をあげて参りました。一般土地収用法につきましても考慮したいと思ひます。

○田中一君 残地収用の条件として、その規模等は、たとえば昨日も羽田空港のために六万坪土地を収用して、残地七万坪も収用したというふうなことになるのである。これは残地と言へるかどうかわからぬが残地には違ひない、残地と言へるかどうかわからぬけれども、たとへば一割を収用してあとの九割が残地になった場合は、残地を収用する条件というものは具備されたと見るべきですか。それとも客観的に、たとえば羽田方面は御承知のように、ジェットその他でもって騒音が激しい、従つて工場適地としてはならぬのだ、しかしながら、十萬坪あれば十萬坪の工場適地になるけれども、六萬坪とられて四萬坪残つた、四萬坪じゃならないのです。そういう場合には残地というものの定義は、どの程度のもをしようとするのか。

○政府委員(關盛吉雄君) これは、現行土地収用法第七十六條の問題でございますが、土地収用法七十六條におきましては、残地を、従来利用していた目的に供することが著しく困難であるというところになっております。羽田のような場合でございますと、海岸の埋立ての鼻先に残つてしまふわけでございますから、これはこのような場合に

おきましては、もとより島のはずれのような土地になつてしまふのですから、収用する土地が残地と等面積であつても、この規定による条件に該当してゐる、こういうふうな判決が出たわけでありまして、必ずしも現存の収用される土地との面積の大小との関係はない場合があると思ひます。

○田中一君 この図面を見ますと、そんなに鼻先に取り残される残地じゃないのです。陸地に近いところの残地なんです。そういうような説弁を用ひないかぬです。図面を見てもらひなさい。

○政府委員(關盛吉雄君) 私は、ちやうと地形の判断を誤つて申し上げましたが、従来第一の目的に供することになつておつたものが、土地を取られたことによつて、その目的が本来の目的に供することができなくなつた、こういうふうなことが、この残地収用の事例に該当する、こういうふうな考へております。

○田中一君 残地の大小には関係ないという、たとえば比率に關係ない、こういうことですね。

○政府委員(關盛吉雄君) その通りでございます。

○田中一君 地方の収用委員の構成等が、いろいろ今後、こういうことになりまふと、重大な役割を果たすことになりまふ。

そこで現在どういう収用委員が、どういふ動きをしているかという点等を、今後とも検討していただきたい。そうして不適格者は、どうするかという問題等も建設大臣から命令はできぬでしょうが、指示して適正な公正な、

委員の構成にするというふうに努力はしてくれませんか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は、十分努力いたします。努めて収用委員会の委員の人たちが、公正な人たちで構成されるように努めて参りたいと思ひます。

○田中一君 検討なさいますね。

○国務大臣(中村梅吉君) 検討いたします。

○田中一君 評価鑑定制度は、いつごろまでに作らうとするつもりですか。

○国務大臣(中村梅吉君) これはまだ、実はわれわれとしてしましては、具体的な考へ方を持つておらないのであります。公共用地審議会ができましたら、審議会にも、補償の問題とも関連いたしまして御検討をいただきます。検討を進めて参りたいと思つております。

○田中一君 同じく各起業者に対して、補償基準を必ず持つように、そうして前提として事業の説明をするとき等には、このような基準をやりますというふうな提示をするように、各起業者に、必ずその基準を満たすというところに指導をしていただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) その点は、まことにごもっともな点であると思ひます。非常に適切な方法と思ひますので、さうに指導して参りたいと思ひます。

○田中一君 この点は、学識経験者の意見にもあつたのですが、評価の時期というところが、一番重要な問題になつてくるんですよ。評価の時期がおそろく各起業者ともばらばらではないかと思ひます。そこで緊急裁決後、緊急補償までの間の値上がりというものは、これを緊急補償の時期の価格で支払うというふうなことになるまいせんか。これは非常に重大な問題なんです。やはり一方、国があらゆる面において、地価の値上りの政策をとつてゐる以上、これは上がつてくるんですよ。ことに環境になるときまると、その六カ月間に、ぐつと値上がりする場合がある。

そこで、その点どこに評価の時期を求めるかという点でありますけれども、できるなら収用委員会の裁決があつたときから、実際の補償裁決の期間の値上りを含めたいというふうな考へ方に立つていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 考へ方としては、それが適正なように思ひます。具体的には一公共用地審議会ができましたら、この公正な方々の意見も聞きまして、できるだけ全国的に統一されるように努力をしていきたいと思ひます。

○田中一君 先ほど内村委員の質問で、税に対する減免税措置をどうといたしました。その点は、どういふ工合に具体的に進めようと思ひますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は私もとしましては、できるだけ調査会の答申の趣旨に沿いたいと思つたのですが、いろいろ困難な事情がありましたので、今後とも一つ検討を進めて参りたいと思ひます。

は、これを緊急補償の時期の価格で支払うというふうなことになるまいせんか。これは非常に重大な問題なんです。やはり一方、国があらゆる面において、地価の値上りの政策をとつてゐる以上、これは上がつてくるんですよ。ことに環境になるときまると、その六カ月間に、ぐつと値上がりする場合がある。

そこで、その点どこに評価の時期を求めるかという点でありますけれども、できるなら収用委員会の裁決があつたときから、実際の補償裁決の期間の値上りを含めたいというふうな考へ方に立つていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 考へ方としては、それが適正なように思ひます。具体的には一公共用地審議会ができましたら、この公正な方々の意見も聞きまして、できるだけ全国的に統一されるように努力をしていきたいと思ひます。

○田中一君 先ほど内村委員の質問で、税に対する減免税措置をどうといたしました。その点は、どういふ工合に具体的に進めようと思ひますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は私もとしましては、できるだけ調査会の答申の趣旨に沿いたいと思つたのですが、いろいろ困難な事情がありましたので、今後とも一つ検討を進めて参りたいと思ひます。

○田中一君 最後の一つ聞いておきます。少なくとも政府は、収用委員会の裁決に服しますか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは努めて服するのが建前ではないかと思ひます。ただし、場合により全国に

数多くの収用委員会がございますから、どう考へても不当な裁決であるという場合には、やはり当事者双方とも異議の言える立場があるということ。私は適正な結論を得るゆゑんであると思ひますから、絶対ないとは、どうも言い切れないと思ひます。

○田中一君 並行審議ができないのですから、そこで私は、もう二、三回の質問をあとに保留いたします。

○委員長(福浦慶藏君) 暫時休憩いたします。

午後七時五十七分休憩

午後八時二十九分開会

○委員長(福浦慶藏君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

公共用地の取得に關する特別措置法案について質疑を続けます。

御質疑の方は続けて下さい。

○田中一君 仮住居の要求があつた場合に、それを実行しない場合には、どうこれを始末するのであるか。

○国務大臣(中村梅吉君) この二十九條に規定してありますように、仮住居の提供を収用委員会の裁決できめられ、提供期間の開始までにしなければならぬことになっておりますが、その期間内に仮住居の提供がなければ、居住者は立ち退きの義務がない、こういうことになっておるわけでございます。

○田中一君 それはおそろく被収用者は家があらば引越しますといつてゐるのです。だからその希望を入れて、おそろくそういう裁決をしたものと思ひます。それ以外にないと思ひます。それを起業者の方でないから、じんぜん日を送つておる。ところが移転

しようとするものは、当然いろいろな抵抗を持たなければならぬと思ふ——持ったと思ふのです。その際にたゞ一方的に立ち退かないでよろしいじゃ済まないのです。どっちも立ち退かなければならぬのです。その損害はどうするのです。従って、これにはやはり起業者の方に制裁規定が何かなくはならないのです。どうも通じて、そういうような一方的な私権が後退するといふような形のもが見受けられるのですが、これは、どういふ扱いをしようとするのですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 大体取用委員会が仮住居の提供を裁決できるというふうな場合は、企業者及び居住者の間と仮住居について見通しがなければならぬと思ふのであります。従って、そういう裁決がある場合に、起業者が予定しておる仮住居というものは、当然提供されるわけでありまして、たゞ、その予定した仮住居が予定の時期までに仮住居として使用し得ないというふうな事情の場合があり得ると思ふのです。かような場合には、その提供があるまで土地収用法の九十八条の規定は適用しない、すなわち、居住者は立ち退きの義務を履行しなくてよろしい、こういうふうな建前をとっておるわけでございます。

従って、まあ念には念を入れるといふ立場から申しますれば、今御指摘のようないふことも考えられるのであります。が、実際問題としては、さういふ事実が起つてこないかと私は考へております。

○田中一君 とんでもない話ですよ、取用委員会と起業者とが話し合ひでもって、ものをきめるのじゃないのです。

す。取用委員会がやはり被取用者の申し出があつて、この法律に明文化されておるから裁決をいふしうとも、起業者と打ち合はせしめしうとも自由ですよ。また大体、取用委員会が一々起業者と一緒に話し合つて、被取用者に対する措置をきめるなんといふことはあり得ないのです、そんなことは。それならば公正な取用委員会といふわけないのです。この法律がある以上は、一方的に取用委員会は、そういう裁決をするわけなんですよ。時期等は一応きめるかも知れませんが、それなさい。しかしその時期に仮住居の提供がなされない場合には、どうするかというところは、これはやはり問題です。その場合には、その損害はどうするかというところで、損害ばかりじゃない、そういうところに……、その場合には立ち退かないでいいのだといふことじゃ済まないわけですよ。どうも一方的に、私はこの間も、加藤さんでしたか、須貝さんでしたかに質問してゐるのです。公益の方が大きな額をしてまかり通つて、私権というものが後退してゐる。取用委員会と起業者とは話し合つてきめるのじゃないのですよ。

取用委員会は、独自の見解で裁決を下すのです。それに服するのは、やはり起業者です。同時にまた被取用者なんです。提供しない場合にどうするか。それらの損害をどうするか。立ちのかわいじゃ済まないのですよ。必ず仮住居を提供しなければならぬのです。

それに対する何らの被取用者を保護する道がない。しなかつた場合はどうするか。たとえば金を払ふ場合に、暫

定的な補償金を支払つた場合も、金利の措置もついている。そのようにこまかいところまで被取用者の利益を守つてゐるのを見る一面、こういう面について責任というものが明らかになつておらないですよ。えてして起業者の方は、自分の方のことだけに目をとられて、こういう問題が力関係で押されることが多いのです。それを保護しなければならぬ。これは、しなかつた場合は、どういふ処置をしようとするのですか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは起業者は、御承知のように特定公共事業の場合には、国または公共団体あるいは公益的な機関で、相当の事業体でありますから、私ども仮住居の提供を裁決できぬような場合に、提供しないといふことはおそろくないし、また提供しなれば、事業の実行ができませんから、せつかくこの手続を申請した価値がないことになりまして、結局は提供は行なわれる。この場合に、もし提供がなされたり不履行をした場合に罰則をつけるといふわけに参りませ

ん。しかし法律的には民事訴訟法の損害賠償の規定は、もちろん適用されるものと思ひます。一方の不履行によつて得べかりし利益の損失があつたとか、あるいは具体的に損失があつたといふ場合には、これは一般的の原則に従ひまして、損害賠償の権利は、居住者の側にあることはもちろんであるわけであり

ます。同時にこの仮住居の裁決をいふたしするに居住者がこの仮住居でいいといふ大體見通しがついていなければできないのでありまして、居住者

がその仮住居では、とうてい満足できないといふような場合に裁決をいたしましても、これは実効がないわけでありまして、これは大體期限等について厳守をすべきものでありまして、仮住居そのものについては、ある程度の取用委員会と被取用者との居住者の意向、あるいは起業者の意向、あるいは仮住居にすべき場所等について、ある程度の話し合ひがなければ、これが裁決をしていふ実効をあげることができませんから、それらの関連から見まして、特に罰則等を付する必要がある建前上ないのじゃないか、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○田中一君 もう中村さんは弁護士だから、すぐその方へもつていっちゃ

う。それじゃあなたなかなかな、すべて裁判裁判でやつたのじゃ仕事がおくれで困るでしょう。こいつはいつまでたつたつて、僕が望むような答弁が出て来ないから、どうにもならぬが、やつぱりこういうところは、何かの措置をとつて指導してでもいいから、法律にないけれども必ず実行させる。実行できなかつた場合には、こゝろの

だといふことくらい指導をしなければいかぬです。

○国務大臣(中村梅吉君) もちろんこの法律の運用にあたりましたは、法律の施行を担当する建設省としましては、居住者、公共事業のために犠牲になる居住者のために、居住者を保護するために、万全の措置を講ずるといふことは当然のことでありまして、この点は、建設省自体の場合はもちろんであります。が、関係の都道府県市町村等の公共団体あるいは企業体に対しましては、遺憾のないよう行政指導を

やつていきたいと思つております。

○田中一君 先ほど時間がないので、そのまま質問を中断されておつた、建設省で行なう事業でもって、取用委員会の裁決があつた場合に、服すかといふときに、服したいけれども、場合によれば服さないこともあるのだ、訴訟を起すこともあるのだといふ答弁をしておつた、大臣は。

そこで私は、それも非常に疑義があるのです。訴訟を起してまでしななければならぬといふことになりまして、これはもう緊急性がないわけなんです。訴訟を起せば、一年も半年もかかるのです。もしも不当なる裁決があつたといふならば、これはもう当然取用委員会全体の問題です。不当といふことをきめつけられるならば、その正しさを求めるから訴訟によるわけでしょうけれども、そのかわり、緊急性といふものは、うんと要素がなくなつてくるわけなんです。緊急性といふファクターが減つてくるわけですね。

私はやはり、こういう法律を作る以上、取用委員会の裁定には服しますといふ態度こそ、国民が納得するものなんです。といふて、それが取用委員そのものが、法律によつて定められた公正なる第三者の立場にあるのです。

そこで、先ほど質問してゐるよう

もあるのだということが前提になつて、この法律を施行するならば、非常に危険があります。とにかく物件はとつてしまふのです。物件はとつてしまつて、被取用者は、取用委員会の裁決によつて、ああ自分は、これだけの補償がもらへるのだと思つてゐるにかかわらず、その物件をとつてしまつて、今度は高いから、もっと安く値切つてやろうというような訴訟を起すといふことは、これは高いから起すのですよ。これも安い場合、むろん国も予算を持っていますから、予算を持ってゐますから、用地費といふものを、それが自分が持つてゐるのは一億持つてゐる。ところが裁決は五千万円だ。これはどうも少な過ぎるから、もう一ぺん訴訟を起して、余分にやろうといふ訴訟を起さないのです。高いから、もう少し安くさしてやろうといふ訴訟に違ひないのです。それが前提になつて、この法律を用ゐるのでは、私は今まで何日間もかかつて、十幾つかの起業者に対して質問したのが、煙になつてしまふのです。どの起業者もことごとく、取用委員会の裁定に服しますと、こういう態度をとつてゐる。国だけがとらない場合がある。もつともその意味においては、前科とは言いませんけれども、そういう今までの経験がおありでしょう、鳴子ダムなんか。現に昨日も、航空局に聞いてみると、二億円の申請補償額といふものが十二億にふえている。それでも時価換算と、今あなたにお借りした書類の中には、こまかくなせ十二億になるかといふことが、るる説明されておる。二億の取用委員会に対する申請、これが十二億になつても、あえて払つておりま

す。これも取用委員が、飯沼一省氏が会長をしておる取用委員会です。その妥当性を認めればこそ、運輸省は次年度に予算措置をして全額払つておる。しかしながら今建設大臣も言われるように、取用委員会の裁決に服さない場合があるのだといふことを前提でもつて言われるならば、もはや何をかいわんやです。すべての運用については非常に危険です。

これは一つ何とかあなたが——訂正も大臣としてできないだらうけれども、何とかやばり言葉をかえてもらふねと、多くの起業者に対して、服すか、服しますと言つておられます。服すといふことによつて、われわれもまあ反対であるけれども、あとは安心した運用ができるのではなからうか。危険なやばりであるけれども、乱用はしないだらうという気持ちになつておられます。国だけが、これに服さないといふことはあり得ないと思ひます。むろん取用法の建前からいけば、これは訴訟も起させるようになっておられますが、それらのものを排除したいといふところに、公益性の評価を高めて、この法律の制定がなされてゐるという点から見ると、私はふたたび鳴子ダムのような不始末はしてほしくないのです。三年前に妥結した補償額と三年後の要求する補償額といふものが、おのずから違ひるのは現在の景気がいいという一面もありましようが、地価の暴騰からみた場合には、あたりまえなんです。行政官である建設大臣の立場と、今度は起業者としての建設大臣としての立場が、そういう工合に両方に使いこなすといふことは非常に危険を感じます。大臣が、それ以上の答弁がなければや

むを得ませんが、一つ何とか答弁して下さい。国の財産ですから、国の金です。国民の金ですから、その乱費は当然、これはしつちやならぬことです。しかしながら法律できめてあり、かつた取用法という法律にかかわらず、こういう特別立法でもって公益性といふことを強調するならば、やはり服するものは服すといふことが望ましいと思ひます。御答弁願ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) この法律案では、鳴子ダムのような場合におきましても、起業者は全額の支払いをしななければならぬ。従来の土地収用法におきましては、補償額と起業者の算定額との差額を生じた場合には、差額を供託して訴訟ができたわけでありまして、今度は、この差額供託の方法といふのを排除いたしまして全額を支払いをして、そして争ひができるという建前をとつておるのであります。まあ基本的にこれは取用委員会の裁決は尊重すべきものであると思ひます。しかしさりとて、人間のすることでありまして、検討の結果妥当性があれば、もちろん服すべきであります。妥当性を欠いたようなものも絶無とは言ひ切れぬと思ひます。従つて、土地収用法上被取用者の側にも起業者の側にも訴権を与へてゐるのに対して、一方だけ訴権は放棄しますといふことは私にはどうかと思ひます。訴権は与へるが、しかし被取用者の保護をして、裁決のあつた金額は全額を払つてから、争うなら争はなければならぬ。こういうような建前をとつたのは、まあよく基本法であります。土地収用法よりは、被取用者の立場を保護しておるつもりでおりますので、原則的に

は、起業者に訴権を放棄しろ、こういう田中さんの御主張に対しては、遺憾ながら私も同意いたしかねるのであります。

○田中一君 私の言つてゐるのは、乱用しないといふ言葉が必要なんです。それはあなたも法律の専門家ですから、法律にこゝろあるのだから、何しなつてかまわないのだと、こういうのじゃないのです。少なくとも今回の立法のあり方は、土地収用法という母法がありながら、あえてこういう特別立法をしなればならぬといふその事態に對するところの、臨時の措置であるべきはずなんです。ところがこの法律は恒久法、永久法でなされてゐる、時限ごさいません。私は、この次に伺ひたいのは、いつまでこの法律を使つていこうとするかといふことを聞きたかつたのですが、これから聞くですけれども、こういう前提からいって、乱用はいたしません、しかしながら法律上、こうなつておられますといふことはいいけれども、それは、そういうこともあるといふことでは困るのです。乱用しないといふことが一番正しいいいき方だと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 乱用しないといふことは、もうこれは間違ひなく私はお約束できると思ひます。ことに建設省なり国なりが起業者である場合には、乱用があつては絶対ならぬ。

○田中一君 次に、いつまでこれをやるつもりですか、われわれが希望するところでは、補償があるのですから、もしも実際にこれを時限のない法律として永久にこれを行なうのだといふことならば、社会の情勢といふものは

刻々変わつて参ります。従つて取用法全部に對して国民の私権といふものと公益といふ面と、両々相まつて、日本の民族である限り、これに服さなければならぬのですから、その意味において、いつごろまでこれを持つていこうといふつもりですか。ある時期には、これを廃法として、根本的に土地収用法という制度を検討し、かつた全面改正が必要ならば全面改正をするといふような心組りで立案されたかどうか、これが最後に何う質問です。

○国務大臣(中村梅吉君) これは、今、現在のように公共事業、公益事業等が、非常に国の経済的な発展や国力の成長段階にありまして、非常に緊迫した実情にありまして、緊要性にかんがみて、この法律を制定いたしましたやうなわけでごさいますから、社会情勢が変化いたしましたときには、もちろん廃止をするなりあるいは他の土地収用法の改正に織り込むなり、措置を講ずべきであらうと思ひます。であります。今の事態といふものは、そう急に解決できると思はれませんので、どうも、今年年間と申し上げることは、どうも困難で、こういう状況が続いていく間は、まあこの法律を、今後必要がありましたら、改善はすることとは別として、実施していく必要があろうかと思ひます。

○田中一君 私が伺つてゐるのは、土地収用法を全面改正する——改正といふことがどきつければ、検討するつもりはないかどうかと伺つてゐるのです。大体地価の高騰、土地にすれば地価の高騰、物価の高騰に對して、これを抑制する施策を持たずして野放しにし

ておいて、そしてこの法でもって収用していきこうという考え方は、やはり憲法に定められておるところの私権の後退を意味するものだ、私ども、旧土地収用法における数々の問題を知っております。まあ旧法を持っておりすが、今日の憲法が、われわれ正しい、これを守ろうという立場に立っているのです。

それは、今の政府は憲法を改正しようという意図があるかどうかは知りませんが、かりに憲法を改正する意図があるにいたしても、何と云っても、国民の保護的な立場を持つところの土地収用法でございます。これを、やはり国民の保護法としての立場の検討、あるいは改正というものが企図されなければならぬと思う。私の希望はです。しかし、政府の考え方は、そうでない面をここに初めて露呈したのが、今度の法律の改正です。従って、収用法全部に対する検討を、憲法にきめられたところの国民の私権というものを守りながら、いかにそれを保護していくかという、私権と公益との調節というものを国民の納得の上に立つて実施するには、こういう特別立法だけでは事足りないんです。納得をしないわけなんです。国民は、従って、一種のこれは制限立法です。ほんとうの臨時措置法なんです。これは一つ急速に、今の時点からでも考えられようとするのかどうか、何っているわけですか。

○国務大臣(中村梅吉君) この特別措置法は、大体今のうちに経済的な発展のテンポが、カーブが非常に急であるというような情勢下に必要でございます。これを平常化して、伸びるとこ

ろまで国力なり、産業状態なり、すべてが発展をしまして、カーブがゆるくなって、緩慢になりました時期には、私は平常化するべきものだと思うのです。かたがた、この法律には、先刻来御議論もあり、御説明も申し上げましたように、母法である土地収用法よりも、いろいろ被収用者の立場を保護するための漸進的な規定を設けているつもりでございます。この法律を運用いたしまして、それらの仮住居の提供の、先ほどございました問題にせよ、あるいは現物補償にせよ、生活再建の問題等にいたしまして、これらを運用いたしました結果、実績が上がりまして、非常にこれがいいということになって参りますれば、基本法であります土地収用法の中にも、こういうことは織り込むべき性質のものだと思っております。

一方、この特別措置法は、基本法である土地収用法を全面的に改正することとは困難でございますから、このような措置をとったわけでございますが、だんだん時勢が、時間的なまた日数的なテンポが早くなつていきますから、従来の土地収用法のように相当時間的に間延びのしたものでいいかどうか、これらの点も、今後検討をすべきものかと思つております。大体土地収用法の建前として、私権を保護する考え方、手続等につきまいて、私ども、今日非常によくできていて法律だと思つたのであります。さらにこれに改善を加え、あるいは時勢に適するようにすると思つたことについては研究の余地があると思つたから、今後さような角度で検討をすべきものと思つておるわけでありま。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質問はございませんか。——ほかに御質疑もないようでありますから、質疑は終了したものと認め、これより本案の討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のおありの方は、討論の中にお述べを願います。○田上松衛君 民主社会党を代表して、本特別措置法案に対して、やむなく賛成することを前提として、若干の見解を披瀝しながら討論を行ないま

す。言うまでもなく本法案は、現行の土地収用法の特別法であります。案のその内容は、まず七項目に加えて、それらの事業遂行上欠くことのできな

い諸施設を、あけてこれを適用対象と定め、第二には、収用するための手続をスピード・アップするために、特定公共事業の認定から裁判申請までの期間を一年六カ月以内とし、さらに市町村長が、事業認定書や裁決申請書の縦覧を二週間以内に行なわなければならないことを規定し、第三には、土地の収用、使用が、おくれそうなる場合、収用者が収用委員会に申請して、その緊急裁決を得るならば、これに基づく概算見積もりに

よる仮補償金を支払ふことによつて、直ちに収用の効果が生ずること、第四に、被収用者の生活再建について、収用者に対して責任を課するとともに、国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り生活再建計画の実施に努めなければならないとしてゐるのが、その大要であります。

私どもは、この法案に対応いたしましたして、事柄の性質上、特に慎重に、真剣に、検討を加えて参つたわけでありま

すが、審議過程におけるところの質疑の中で、たびたび申し上げました通りに、その内容に、どうしても了解し兼ねる幾多の問題点を看取し、これに關しての政府の答弁でも、なお完全には納得できないことを遺憾に存しております。そのおもなものを指摘いたします。すなわち、第一には、特定公共事業の認定であります。政府が列挙しております八項目は、そのすべてが必ずしも公共性が高く、かつ緊急性の強いものばかりとはいいがたく、むしろ便乗的なものがたくさんあることと

ござい。第二には、緊急裁決に基づく概算見積もりによる仮払いは、被収用者の立場を著しく弱めまして個人の財産権、所有権等を侵害するおそれが多分にあること。第三には、補償基準及び土地評価基準等が不備であること。第四には、被収用者に対する生活再建等のための措置規定がいまいであること、さらには道路、駅前広場、鉄道または軌道を対象とするところの都市を人口五十万以上として規定することの根拠が、きわめて薄弱であることなどでありま。

わけにはいかないと考えているのであります。しかしながらだからといって、私どもは、本法案の趣旨を理解しないわけではありませ。公共用地の取得が、近來ますます困難の度を加へまして、それが今後の経済成長並びに公共福祉の増進にとって、大きな隘路となるおそれが高まつてきている今日においては、これらの用地の取得をより円滑化せしめるための法的措置が緊要であることは言うまでもございせん。従つて、私どもとしては、前に申し述べた被収用者の不安をできるだけ除去することに努め、その利益を保護しつつ公共用地の効果的な取得をはかる方途に焦点を合はすことが、国家国民のためにとるべき態度であると信じてゐるわけでありま。

その観点に立つて、この際は、付帯決議を付して原案に賛成いたしたいと存じております。付帯決議案を附説いたします。公共用地の取得に關する特別措置法案に対する附帯決議案

政府は国民の私権を不当に侵害することのないよう本法を運用すべきは勿論、左の事項につき格段の注意を払い、万全の措置を講ずるよう強く要望する。一、補償に關しては、公正妥當を期するため、補償基準の適正化と、統一をはかること。二、生活再建及び環境整備の措置は、実効を全からしむるよう配慮すること。三、特定公共事業は、当面緊急性の高いものに限り、その対象を最小限度に縮小すること。

案の趣旨及び理由は、すでに申し上げたことで尽きておると考えますので、これを繰り返しません。とうぞこの意を了とせられまして、この付帯決議案を可決されまして、本委員会の決議としていただくように切望いたします。私の賛成討論並びに付帯決議に關する要請を終わります。

○田中一君 私は日本社会党を代表して、公共用地の取得に關する特別措置法案に對する修正案を提出いたします。

まず、その案文を朗読いたします。

公共用地の取得に關する特別措置法案に對する修正案

公共用地の取得に關する特別措置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第五十条」を「第五十三条」に改める。

第二条第三号を削り、同条第四号中道路、駅前広場、鉄道又は軌道を「道路又は駅前広場」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号を同条第五号とする。

第四十六号及び第四十七号第五項中「事情の許す限り」を削る。

第四十八号の見出しを「(公共用地審議会の設置)」に改める。

第五十条を第五十三号とし、第四十九号を次のように改める。

(審議会の組織)

第四十九号 審議会は、委員七人以上で組織する。

2 審議会の会長を置く。会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(委員の任命)

第五十条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができ

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第五十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

(委員の罷免)

第五十二条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができな

に職務上の義務違反その他委員たるに不適当な非行があると認め

る場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができ

る。

附則を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、附則第二項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項に規定する別に法律で定める日は、公共用地の取得に伴う損失の補償の基準に關する法律が

制定施行される日前であつてはならない。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第 号)に基づく特定公共事業の認定に關する事項を審議すること。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十八号を次のように改める。

公共用地取得制度調査会

建設大臣の諮問に應じて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について關係行政機關に建議すること。

以上でございます。

この法案は、公共性、緊急性の高い重要な公共事業の円滑な施行を確保するために、土地収用法の特例を設けることとしてゐるのでありますが、特定公共事業として列挙されている事業のうちには、必ずしもこのような特例措置の適用につき、十分な必要性を認めがたいものがあると思われるのでありまして、修正の第一点は、この観点か

ら、第二条について特定公共事業の整備をはかったこととあります。すなわち、真に公共性、緊急性の高い公共事業に限定して、その円滑な事業の遂行をはかるという本法案の立場からすれば、営利法人である会社の行なう鉄道事業や軌道事業あるいは電力事業のごときものについては、当然これを特定公共事業から除外すべきであると考えるのでありまして、この法案の特別措置が、国営事業に限って適用す

べきものとしたしました。

さらに、第一種空港とか公衆電気通信施設のごとき公共施設に關する事業につきましては、その公共性は十分に認めるといたしましたが、その緊急性は、それほど高いものではなく、あえて特定公共事業として本法案の特別措置を及ぼす必要は認められないのであります。

なお、この修正案の案文としては入っておりますが、交通の混雑を緩和するための道路の整備事業について、現今特に緊急性を帯びて行なわれる場合に、その緊急性が肯定されるのであります。従つて、本法案の特別措置も、このような場合に限つて及ぼすべきものと考えるのであります。

また利水施設に關する事業につきましても、災害予防または復旧のために設けられる治水施設のごときものとは異なり、現行の土地収用法によつて、十分にその必要を満たすことができるのでありまして、やはり特定公共事業から除外すべきものであります。

次に、修正の第二点といたしましては、土地等を提供する者に対し、事業施行者が現物給付に努める義務並びに国及び地方公共団体が生活再建対策に努める義務について、第四十六号及び第四十七号中「事情の許す限り」という字句を削つたこととあります。土地等の取用において、被取用者の生活確保のために配慮すべきであるという法意は、すでに土地収用法のかえ地補償制度に見出だすことができるのであり、特別措置法案は、右のごとき努力の義務に關する規定を設けることによつて、その趣旨を發展せしめてい

のでありますが、努力義務としても、必ずしもその内容は十分なものとはいがたく、本修正案は、右に述べた字句の削除によって、努力義務の内容の一その充実をはかったのであります。

次に、四十八条以下の修正であります。これは原案によれば、公共用地審議会は、建設省の付属機関として置かれ、その委員は建設大臣が任命することとなっているのでありますが、この法案による緊急判決というような強権の発動の根源となる特定公共事業の認定という、非常に重要な事項を決定する機関として、その設置の方法や委員の任命の方法は、はなはだ妥当でないと思われるのであります。そこでその妥当性を確保するという意味におきまして、少なくとも委員の任命は両議院の同意を得て内閣総理大臣が行なうこととすべきものと思われましますので、所要の修正を加え、条文の整理をすることといたしました。

付則の關係であります。付則第一項におきましては、この法律の施行期日を、別に法律で定める日といたしました。

次に、付則第五項におきましては、昨年度末まで建設省に置かれていた公共用地取得制度調査会と同名の調査会を再び設置することとし、ここでいわれる補償基準その他の事項を調査審議せしめることといたしました。

そして前に述べましたこの法律の施行期日は、この審議会の結論を待つて国会に提案されるであろう補償基準に関する法律の制定施行の日前であつてはならないこととしたのが、付則第二項であります。これは、この法案に定

められている緊急判決というような強権を動かすには、その前提として、公平妥当なる補償基準に関する法律が制定されているべきであるという考えに立脚するものであります。

なお、ただいま申しました付則第二項及び第三項は、公布の日から施行することといたしております。

次に、付則第三項は、公共用地審議会を設け、ことに伴う建設省設置法の一部改正であります。

最後に、付則第四項は、公共用地審議会の委員の任命につき、両議院の同意を必要とすることといたしました。国家公務員法第二条第九号により特別職の職員ということになりますので、これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を定めたものであります。

以上が、修正案の内容の説明であります。

○小平芳平君 私は、田上委員提案の付帯決議を付して原案に賛成の討論をいたします。

公共用地の取得難が公共事業の施行に大きな障路となつてゐることは、すでに幾たびか指摘されてきた通りであります。こうした障路を打開して、道路、ダム、駅前広場等々の建設、拡張等の事業が推進されていくことは、国民がひとしく希望しているところでありまします。

こうした趣旨から、今回の特別措置法によつて、公共用地の取得が緊急に、しかも公正妥当な補償によつて行なわれるようになることは、きわめて望ましいこととあります。ただし、この土地問題は、個々の地主にとつては、経済上にも、また先祖伝来という

ような、感情の上からいつても重大な問題でありますから、本法による土地収用にあたつては、きわめて慎重を期さなければならぬのであります。

現行の土地収用法は、地元民に対する事前のPRにしましても、公正妥当な補償にしましても、工事の促進にしましても、必ずしも円滑に行なわれてきたとは言えない実情にあります。現行制度の運用にも改善されなければならぬ点が幾つも指摘されております。

今回の特別措置法は、従来の土地収用法により以上に緊急を要する案件であります。ただいま田中委員提案の修正案にも見られるような幾多の問題点が残されております。よつて、特に運用に格段の注意を払つていかなければならない。かりにも事業施行者の不注意や怠慢によつて、被収用者に迷惑のかからないように、注意して運用していかなければならぬと思ひます。

以上の点を特に要望して、本法案に賛成いたします。

○松野孝一君 私は自由民主党を代表いたしましたして、修正案に反対し、原案に賛成の討論をいたすものであります。

この原案は、土地収用法の特例として、土地収用法の対象となる事業のうち、特に公共性の高い、また緊急度も強い事業に必要な土地の取得に限定して、これを適用することとし、そうして、今までの土地収用法により取得するに非常に手続が複雑で、これを取得することが多いので、今日における公共投資の増大に伴う用地取得難の打開には、従来の土地収用法では、これを打開することが困難でありますので、こ

にこれらの限定された事業について、あるいは事業認定とか、土地細目の公告等の有効期間の短縮とか、その他緊急判決の制度とかいうような新しい方法を講じて、そうして、これら公共事業の円滑なる遂行をはかるとともに、他面被収用者に対して、あるいは仮住居の提供とか、あるいは生活再建計画の作成に努めさせるとか、その他いろいろな措置を新たに設けまして、収用される者の保護に努めたのであります。この種問題において、特に重要な、公益と私益とのバランスに特に注意を払つておるわけでありま

す。そうして、この特例法の適用によつて、最近のわが国の公共事業の進展に伴う用地の急需に対応する措置をとつたことはまことに適切なやり方と思ひます。これが実施される場合においては、かなり大きな効果が上がるものと思ひるのであります。また最近の新聞論評などを見ましても、大へんこれを世論が支持しておるように見受けられます。適切な法案だと思ひまして賛成の意を表するものであります。

なお修正案につきまして、ただいま田中委員より御説明がありました。が、原案といたしましては、この七項目に限定されておるのであります。それですらなお、私自身の考えとしては、今日の住宅難を救う道として集団住宅用地のごときも入れたいといううな気持も持つておる、むしろもう少し拡張したいという気持を持つておるのであります。これをさらに営利事業に当たる部分は、これを除くといううななことにつきましては、これはかなりしぼられてくるのであります。せつ

かくの特例法もずつと効果が弱くなるのじやないかというふうに思ふのであります。

それからまた、ただいまの説明によりますと、この公共用地の損失の補償の基準に関する法律が制定されるまでは、これが実施されないといううな付則がついておるようであります。が、そうなりますと、今日ほど、この公共用地の取得、公共用地の増大、これに伴う何かの用地取得難を打開することが一番急務なのに、一年も二年もおくれるような気がいたしました。この点は、特に私ども賛成できない点であるのであります。しかしながら、この法案は、土地収用法の特例法でありますので、例外でありますので、これが適用については、特に厳格に考えられると解釈されるときに、そうして収用される者の生活再建措置について、特に実効があるように十分の指導をしてもらいたい。また、審議の過程において、しばしば論議せられました。が、現状においては、各起業者間の補償基準がまちまちで、また、任意買取と収用価格においても相当の差があり、これがむしろ用地の取得難を来たす原因となつておるようにも思われまします。今後、評価鑑定制度とか、あるいは補償基準等には、すみやかに公正妥当なる結論が得られるよう、特に努力をお願いしたいと思ふのであります。

これによつて、田上委員の付帯決議案に賛成するものであります。

○委員長(稲浦鹿雄君) ほかに御意見もないようでありますから、討論は、終結したものと認め、これより本案の採決を行います。

まず、田中君提出の修正案の問題に供します。

田中君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 少数であります。

よって田中君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 多数と認めます。

よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられた田上君提出の付帯決議案の問題に供します。

田上君提出の付帯決議案を、本案について本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 多数であります。

よって、田上君提出の付帯決議案は、多数をもって、本案について本委員会の決議とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまの付帯決議について、建設大臣の所信を聞かしていただきます。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま御決議になりました付帯決議につきましては、この趣旨を努めて尊重し、この御決議の趣旨に沿いますように、本法の実施にあたりまして万全を期して参りたいと思います。

○委員長(稲浦鹿藏君) なお、審査報告書につきましては、委員長に御一任願います。

本日は、これにて散会いたします。
午後九時二十九分散会

第三十三号中正誤

ページ	行	誤	正
一	二	六	
二	一	終り	
二	一	から	
二	二	九	
三	二	七	
		君	渡邊洋三郎 渡邊洋三君